

件を聞かんとす

案に於て、讓歩したるからには、出府以前に、重大事件を語ることは、眞平御免と云ふのである。然も奉行等は是非共之を聞かんことを要めた。

昨年以來懇篤に接待いたし候得共、右承引無之上は最早快く面會いたし候儀は相成間敷候。何と歟今一應勘辨被レ致度候。

と申した。然もハリスは、之に答へて、

過日より種々御談有之、御心配之御様子御察申候間、勘辨に勘辨を盡し、昨日之通申上候處、尙右様御談御座候ては、實に取計方無之、此上如レ仰取計候ては、私役前相立不レ申、御苦心之段は辨居候得共、左候ては私も苦中に沈候次第に付、御氣之毒ながら、御談に相背申候。

と云ひ、更らに、

大統領之書簡、一刻も早く御請取に相成候はゞ、御國之爲無レ限御益と奉存候。最早外國之軍艦渡來可レ仕時節に付、御請取相濟候はゞ、何れ之

襲ハリス逆

もの參り候とも、御迷惑之筋等申上候儀は有レ之間敷、若御拒など被レ成、彼是議論相生居候はゞ、右等の邊より、如何様之儀出來可レ致も難計、私に

おひても深心配仕候。

と逆襲的に奉行等に忠告してゐる。然も奉行等が尙ほ前議を主張するや、ハリスは昂然として、

左候はゞ内密之事件、悉御承知之上、御出府被レ成、其上にて昨日兩條御評議可レ被レ成との思召に候哉。

と更らに逆襲的に詰め寄つた。此の如くして七月十三日の談判も、以前から一歩も進行せず、其儘として未了に終つた。然るに其の翌日は突如として、殆んど手切の宣告とも云ふ可き報告が、ハリスよりして奉行等に投げ付けられた。

蘭語譯文

千八百五十七年九月二日

下田 合衆國のコンシユル・ゼネラール館

第五章 二九 談判又た談判 (三)

ハリス最後の報告



下田鎮臺

エキセルレンシー

井上信濃の太主、並 中村出羽の太主。

アメリカ合衆國のプレジデントの書翰を、マイーステイト(拿ぶ詞)將軍に渡す事を手易くせんが爲に、我れ六月八日(安政四年五月十七日)汝エキセルレンシーえ一ツの題を出せり。又八月三十一日(安政四年七月十二日)に我れ其同じ儀に付別の題を出せり。此題の一ツも取り用ひられざりしは、我が驚き又悔みなり。昨日又汝エキセルレンシーは、我が汝に捧げし其寫しの書面を請取る事を否めり。汝に否まれし後に、其題を尙長く、汝に許す事をば、我國の面目が我に禁ず。此故に我今前に擧げたる二題を引戻す。斯く引戻す時は、此二題は最早我々の際にて、以後談判の者とならざる而已ならず、此二題は、全く有らざるもの、様考へらるべきなり。

我れ汝エキセルレンシーえ我が格別の尊恭を示す事を新にす。

帝國日本の爲のアメリカ合衆國コンシユル・ゼネラール

トウンセント・ハルリス

此れは下田奉行等にとりては、殆んど青天の霹靂であつた。

【三〇】 談判又た談判 (四)

奉行の責任轉嫁

抑もハリスは何故に斯く憤怒したる乎、彼は自から威嚇せん爲めに、憤怒したる乎。憤怒したるが爲めに、威嚇したる乎。そは何れにもせよ、下田奉行等の當惑は知る可きであつた。彼等は其の責任を、通辯人森山多吉郎に嫁し去らんとした。乃ち七月十六日、下田御用所に於ての對面の際、左の問答があつた。今日森山多吉郎出席無レ之如何被レ致候哉。



斯くハリスからの質問に對し、

右に付申入度儀有之、一昨日多吉郎を以て此程引合置候儀に付、尙存意之趣等申入候處、同人引取候節書面(參照 二九)被ニ差出一候由にて、持歸候間、早速多吉郎に爲レ讀承り候處、意外之儀にて、誠に驚入候。右書面之趣にては、是迄懇之邊を以被ニ申立候兩條被ニ書取一候由にて、應接中、去る十三日、草稿被ニ差出一候得共、兩條共懸合中に付、請取申間敷旨申述候處、一體之趣意を否み、差戻候事と被ニ心得一候様相聞、全其節多吉郎通辯方不ニ模通一より行違候儀にて、同人不行届之儀と存候間、嚴敷察當いたし置候。

然も之に就てハリスは、

私方之間違は勿論、森山之通辯違ひとも存不申候。

と答へてゐる。而して談判は又た前の二個條に返り來つた。(參照 二七一、二九)而してハリスは、更らに奉行に向て、左の如き突き込んだる質問をした。

ハリスあ  
くまで江  
戸府主  
張

米本國よ  
りの書簡

左候は、御兩所様(井上、中村)には、二個條御取捨之義、即事御決斷被レ成候權御備に御座候哉。私考候には、書簡御受取之手續何れに相成候ても、江戸表え御越無レ之候ては、御決著不ニ相成一事と奉レ存候。如何にも其通りだ。彼等には其の權能がなかつた。然も彼等は二個條の申出を拒否する意味にて、書面を受取らなかつた譯ではない旨を、言を盡して釋明した。ハリスは又た本國からの通信に付て、左の如く語つた。  
昨日到來之書狀に、御國之爲め、御心得無レ之ては難叶事柄申越候。右は先頃内密申上候儀より一倍緊要之事に御座候間、大統領之書簡御請取之手續治定相成次第可ニ申上一候。且私當所え罷越候砌、暹羅國え立寄、條約等取極候に付、今般大統領より右賞として日本小判にいたし候へば、三萬兩程被レ賜候旨、國元より申越候。私に取重疊悦敷儀に御座候。

新規時直  
し談判

斯くて七月十九日、更らに新規時直し談判に取り掛つた。



奉行等は、

懇篤之邊を以、被ニ申聞候二ツの題は、彌止めに被レ致候哉。

ハリスは、之に答へて、

過日も申上候通、二つの題は、最早不ニ取用候心取得に候。

奉行等は、

左候得ば、初發え引戻、大統領之書簡、大君え御直被ニ差出一候心得に候哉。

ハリス

仰之通取計候心得に御座候。

談判元の  
李阿彌の

此の如く幾回か重ね來りたる談判は、全く元の李阿彌となつて來た。然も奉行等は出府は差支なきも、國書親呈は、到底許容は出來ない旨を申し張つた。而して更らにハリスが一條の活路ありとの言によりて、隨從者を退け、秘密會を開くこととした。而してハリスは、

只今に至り候ては、實に致方無レ之、併猶一筋之取計路有レ之候。右は

奉行等無  
視

私速に出府いたし、執政方え御面會の上、書簡差上方之手續御談可レ申、此外見込等一切無ニ御座一候。

此れでは下田奉行等は、全く無視せらる、譯となる。彼等が相手とならぬ故に、ハリス自から江戸に赴き、執政と直接に、國書親呈の相談をすることとならば、下田奉行の介在する理由は殆んど消滅する譯合となる。

【三】 ハリス出府に關する下田奉行の伺書 (一)

ハリス動  
かす

要するに如何に井上、中村の兩下田奉行が懇談するも、ハリスは一切受け付な  
く斷乎として前議を執りて動かなかつた。されば兩奉行は其旨を具申して、更  
らに老中の指令を請ふこととした。

亞墨利加官吏え及ニ應接一候儀等 申上候書付



井上信濃守  
中村出羽守

官吏主張

亞米利加官吏出府並重大之事件 承 候儀等に付、及ニ應接一候次第は、追々對話書を以奉入ニ御聽一置上(參照三二二五)其後去る十六日、昨十九日猶又及ニ應接一候趣、別冊對話書奉差上一候。(參照二六一三〇)然る處官吏持參罷在候大統領より之書簡は、是非共出府之上、御直に奉レ上度段、遮て申募候に付、御國風等之趣、再々應說得仕候處、官吏出府、拜禮被ニ仰付、右於ニ御席一書簡差出候事に相成候はゞ、執政方え差上、重大之事件は、拜禮相濟、歸豆之上、兼て之御判物と國書照應いたし、下田表おみて、私共え可ニ申立、書簡御直に差上候手續に相成候はゞ、右事件は出府以前、於ニ當所一可ニ申立一由にて、兩様之外は、勘辨之所置無レ之旨申聞候得共、兼て被ニ仰渡一候御趣意并信濃守見込をも申上置候儀に付、假令書簡執政方え差上候儀に相成候とも、前々官吏より申聞

兩條申出書簡返却

候趣も有レ之、重大之密事は、出府以前可レ承、且出府之儀御許容に相成候得共、二百年以來、御例無レ之、外國之使御請被遊候儀に付、禮式其外、夫々御取調之手續も有レ之、即今出府之場合には難至旨、再三再四應接を重候處、前書官吏見込之兩條、横文字草稿相認候書付、去る十三日於ニ應接席一差出し候得共、いづれも談判中之儀、右書付請取置候ては、兩條之内にて決答可レ承旨、強て可ニ申立一は必定に付、談判中は難ニ請取一旨申聞、書面返却いたし置、翌十四日私共口上申含、官吏宿寺(玉泉寺)え森山多吉郎差遣し候處、右書面及ニ返却一候儀を、殊之外憤り、是迄之掛合は都て棄損にいたし候旨等之横文字書付、私共え差出候に付、和解申付、是又去る十五日差立、御勘定奉行を以、差上候儀に御座候。(參照二九)以上の顛末は、其の委曲を前に掲げ置きたれば、今茲に再敘する必要はあるまい。本書は如何にも其の要領を得てゐる。

新規談判



一應手切

西洋風習  
主張

無謂差戻候譯に無之、夫々猶談判中、決著之書付請取置候ては不都合に付、一と先返却いたし候儀之處、右を憤り、兩條談判之趣は初發え引戻し、出府之上、書簡御直に可差上旨申聞候に付、不好筋には候得共、左候はゞ、無據此方にて、是迄之引合は相止、最前え立戻り書簡は執政方え差上、於當所一重大之事件直に承り候より外取計方無之旨等、昨十九日申聞候處、然る上は最早私共え引合は難出來、直様出府之上、執政方え御直に申上、決著可仕段申聞、先づ手切之姿に相成、左候ては今般之件々更に不纏様成行、不都合を極メ候筋に付、いづれにも前書差出候、兩條書付之内、執政方え書簡差出し可申云々と申場え引戻し、談判あよび候方可然と、右之趣差合、一旦差戻し候儀には候得共、勘辨之次第も有之候間、右書付借請度旨申談候處、寫し取候迄に候はゞ可差出旨申聞候に付、其儘借請、猶決答之儀は、二十一日應接之節承り度、其節決答無之上は、應接及候とも無詮筋之旨申聞候間、

奉行努力  
の結果

厚く勘辨評議仕候處、彼あては、西洋諸州之習風を主張いたし、國書は其使節等より外國之國王え直に差出候儀を、私共追々懇篤之邊え對し、前書之通、出格に勘辨を盡し候心得にて、重大之事件も、出府之前後は有之候得共、兼て申立候通、國書照應之上、私共え於當所一申聞候見込に付、此上之勘辨は無之存切罷在、詰りは昨十九日官吏より差出候別紙之趣に、大要之處は、相決候より外、此上之取計は無之。以上にて下田奉行對ハリス談判の模様は、分明だ。即ち下田奉行等の千辛萬苦して贏ち得たるは、唯だ國書を將軍に直接捧呈せずして、謁見の席上、之を執政に渡し、執政より直に之を將軍に渡すと云ふだけの一斷であつた。

【三三】 ハリス出府に關する下田奉行の伺書 (二)



亞國軍艦  
渡來

伺書は尙ほ下に接續してゐる。

併直に出府と申儀、并上意其外之御次第は、夫々之御取調も有之儀に付、無レ據事情等厚く申聞、時日を可ニ相延一積、伺之上可ニ相答と、夫々相談中、別紙奉ニ申上候通、今廿日、亞國軍艦渡來いたし候間、前書之決答及ニ遅々一候はゞ、直に乘組出府可致旨、切迫いたし可ニ申立、且右之外軍艦渡來に就ては、此上何様引會を變じ可ニ申哉は難レ量候得共、先前書之趣に御治定有之、其段申論候はゞ、彼一旦申出候儀にも有之、多分承伏可仕と奉レ存候間、いづれにも官吏出府之上、拜禮之於ニ御席、各様え書簡差上候儀、并出府程合之時日、御速に御下知被下候様仕度、右御差圖迄は、如何様にも申論置候様可仕候得共、國書差上候儀等申立候以來、彼是壹今年にもおよび候由、兼々苦情申立居、殊に急劇之夷情、品に寄、差留候義をも不ニ取用、乘船出府可仕旨申募候はゞ、御差圖以前に候とも、前書之趣を以、私共決著仕相答、軍

出府許可  
を申請

艦え乗組出府之方差留候様可仕候、急便を以奉ニ申上候儀には御座候得共、道中之日合も有之候儀に付、即日御評決被ニ成下、御下知御座候様仕度奉レ存候、猶官吏出府手續其外巨細追々取調可ニ申上候、これによつてよもじわかいたいわけしよもつが、このたんががひたてまつりさよらよ、依レ之横文字和解對話書共都合三冊相添、此段奉レ伺候以上。

七月廿日(安政四年)

ハリス威  
嚇の效果

之を一讀すれば、如何にハリスの威嚇が利き目の多かつたかが判知る。加之之、折りよくも米國軍艦ボーツマスが下田へ入港したれば、左なきだにハリスの見幕には頗る周章狼狽したる下田奉行等は、若しや此の軍艦に乗りて、其儘直に品川灣に闖入し、將軍へ直接御目見と出掛られては大變と、扱てこそ上記の伺書を、倉皇差出したるものであらう。

意外の軍  
艦渡來

翻てハリスの側を見れば、此の軍艦の下田入港は、全く豫想外の出來事であつた。彼の日記には左の如くある。

一八五七年九月七日月曜日。本日正午に於て、號砲が外國船の入來する愉快



軍艦渡來の效果

なる報を傳へた。……予を此地に乘せ來りたるサン・ヤシント(船名)の出港以來、既に一個年と四個月、而して提督アムストロングが、堅く予を訪問すべく約束の期限を經過する既に六個月を踰ゆ。

九月八日火曜日。船は合衆國の軍艦ポーツマス、艦長はフートである。彼は上海に於て、サン・ヤシント艦なる提督アムストロングと別れ、十八日目に此處に到着した。予が彼に六月十七日の條約書を示したるに、彼は誰れも予が成功を驚嘆せぬものはあるまいと、頗る悦ばしげに語つた。

此にて見れば米國軍艦の入來は、ハリス當人に取りても、全くの意外であつた。然も彼が如何に之を其の下田奉行との談判掛引に利用したる乎は、想像するに餘りある。而して奉行等は、平生疑心暗鬼を生じつゝ、ある者共なれば、ハリスが之を利用せざる迄も、當人共が自から進んで利用せられたる模様も、亦た全く是れ無しとは斷言は出來ない。要するに偶然にもポーツマス艦の下田入港は、ハリスの出府、國書親呈の要求を解決するに、少からざる促進力を加へたるだ

ハリスの目的到達

けは間違ないことだ。

一八五七年九月廿五日木曜日。午前十一時、御用所に於て、奉行等は大統領親書捧呈に關して、江戸から指令の到達したる旨を通知した。乃ち多大の心配多き談判の後、遂に最も光譽ある態度もて江戸に入る事。江戸到着の上は、將軍に謁見して、大統領の書翰を親呈する事が解決せられた。

此の如くしてハリスは一年有餘の辛抱もて、遂に第一の目的を果すことを得た。



### 第六章 ハリス出府の反對運動

#### 【三三】 水戸齊昭幕政參與を免ぜらる

齊昭引退

幕府では到底防止しきれなくて、彌よハリスに出府を允許することとなつた。然も此れが重大なる問題を惹起す可しとは、恐らくは當時に於ては豫想しなかつた。然も偶然であつた乎、偶然でなかつた乎。恰も此時に水戸齊昭は、彌よ解放せられて閑地に就くこととなつた。此れは固より齊昭彼自身の希望で、必ずしも諭旨免官と云ふ如きものではなかつた。

阿部また齊昭敬遠

齊昭は彼理來航の際に、幕政參與を命せられたが、意に満たざる所ありて、安政元年四月之を辭した。ついで安政二年八月に至り、更らに隔日登城を命せられたが、然も彼は阿部在世中から既に敬遠されたる模様があつた。安政三年四月廿五日附にて、伊達宗城が松平慶永に與へし書翰の一節に曰く、

麟兄(鳥津齊彬のこと)對話之内、阿閣(阿部正弘)も内實は、老公最早御登營無之方を望み被申候様考候由。先頃阿(阿部正弘)の口氣にも、元來堀田(正睦)とは御不手合之處、歸職後(安政二年十月復た老中に任す)も、御逢之時、堀田をば、殿敷御さめ付被成、或は同人へ御挨拶無之儀も折々ある故、堀田も甚不快に存居、色々心痛致し候へ共、面倒不絶、御用部屋(内閣)内は、打合不申候故、不得止申上候迄は、御控被成候様申上置候處、老公之御宜敷儀も有之、又迷惑之儀も有之候と被申候由。(阿口氣も据りなき説話に存申候。先づうるさく被存候意に被察候。)

齊昭不平

とあるを見れば、折角再起せしめたる阿部も、聊か齊昭の容喙、干渉には五月蠅く感じたものであらう。されど齊昭の方では、自身を案山子同様の待遇をするとして、頗る不平不満であつたことは、彼が屢ば斯く漏らしたる口氣にて分明だ。阿部在世の時向は此の如し、況んや、其の死後に於てをや。

安政四年丁巳七月二十三日齊昭内願を以て、防海軍制並に幕政の參與を免ぜ



幕閣猜疑

らる。是より先き幕府の態度既に變替するや、爾來齊昭は絶えて登城せしことなく、幕政參與といへるは唯空名の存するのみにて、自然消滅したるもの、如く、屢參與辭退の意ありしが、今茲丁巳の春に及んでは、下田談判も愈愈其度を進め、遂にハルリスの要求に迫られ、其の出府を許さんとの内議さへありて、事體尤も容易ならず。加ふるに幕府の齊昭を待つや、猜疑日に甚しく、既に其の登城を求めざるも、又其の辭退をも許さず、事情殆と言ふ可らざるものありき。(水戸藩史料)

將軍内命

と云ひ、又た「安政紀事」には、更らに一步を進めて、下田奉行ハルリスと數回應接議論遂にハルリスの言ふ所に従ひ、其江戸に出でて、國書を將軍に上るに決す。是に於て水戸前納言の意、必此事を峻拒すべきを以て、先前納言の海防事務に參するを止め、然る後に之を發せんとす。乃ち二十三日(安政四年七月)前納言を營中に召し、將軍親から其佩る所の脇差を賜ひ且命す。

府の前提

御内願之通り、海防並御軍制御改正等之御用御免被<sub>レ</sub>成候云々。畢て酒肴を賜ふ。明日三家に諭するにハルリス登營の事を以てす。水戸納言(慶篤)前納言(齊昭)と共に書を老中に呈して其不可を論す。

とある。果して此の通りなれば、水戸齊昭の罷免は、全くハリス出府の前提と云はねばならぬ。當時伊達宗城は、松平慶永に答ふる書中に、此事に言及して曰く、

水老公も御願通に御免、御拜領物も有<sub>レ</sub>之、老公御爲には可<sub>レ</sub>賀、爲<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>可<sub>二</sub>痛惜<sub>一</sub>之至、御同情當惑此事に奉<sub>レ</sub>存候。有名無實とも御關係候はゞ、又有<sub>レ</sub>實事にも相成候。時候半に御免にては其策も不<sub>二</sub>行届<sub>一</sub>候。是等も阿閣云云よりと存出し、泣血彌増申候。

乃ち阿部正弘在世ならば、斯る事もなからんに、斯人長逝して、今更ら浩嘆に勝へないと云ふ意味合だ。此れは正しく其通りだ。



【三四】水戸、尾張の反對意見

ハリス出  
府許可内  
意論達

幕府は愈々安政四年七月廿四日、三家兩卿及び溜間詰諸侯に、左の如く達した。溜間詰諸侯は、今日で云へば、樞密顧問とも云ふ可き格式にて、將軍の政治諮問機關とも云ふ可きものだ。三家は固より其の親戚であるからだ。尙ほ溜間詰には、既に二十日附にて、布達してゐたものと思はるゝ。

御内意之書付

文御内意本

豆州下田表に在留之亞墨利加官吏事、彼國大統領より之書翰持参いたし、江戸え罷出可ニ差上一旨、大統領より被ニ申付一候に付、江戸出府之儀強て申立候間、追々下田奉行より及ニ應對一候處、和親之國々は、國王より之書翰持参之節、其都府え罷出、帝王え拜謁差出候儀、世界普通之取計趣申聞候。追々世界之形勢變革及び候に付ては、御國におゐても、寛永以來外國御取扱向之御制度御改無之候ては相成間敷、亞墨利加は、條約も相

水戸の反  
對

此の内達に接したる水戸家に於ては、早速反對の聲を揚げ來つた。當主徳川慶篤、隱居同齊昭は、其の家老岡田徳至をして、左の如き一書を提出せしめた。亞墨利加之吏、登城御指許御目見も可レ被ニ仰付一旨、一昨夕御渡御内意御書取之趣、水戸殿、前中納言殿被ニ致ニ承知一候處、彼より強て申立候に付、無ニ餘儀一登城御目見をも被ニ仰付一候義、事情不レ得レ已御事とは相見候得とも、左候ては、此上益相募、又如何之義申立候も難レ量、且つ夷狄よりの書翰相呈候振之處、右文中何義を認有レ之候哉、一端御直に指上、翻譯被ニ仰付一候上、如何敷事有レ之、御指辰に相成候とも、夷狄にて承伏仕間敷、實に神祖已來之御盛徳にも拘り、不ニ容易一儀申上候迄も無レ之、厚御評議之上とは被ニ存候處、何分天下後世へ被レ爲レ對、徳川家之御恥辱



不<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>様、御處置有<sub>レ</sub>之様被<sub>レ</sub>致度、第一夷狄を御側近く被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召候儀御危<sub>レ</sub>く被<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>存候。御内意被<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>伺候ては、三家之立場柄恐入候故、御用ひには不<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>迄も、此段申上候様、水戸殿、前中納言殿、被<sub>レ</sub>申付候。

巳七月

岡田兵部

尾張慶恕の反對

而して當時在國中であつた尾張家の徳川慶恕は、其の家老竹腰兵部少輔をして、又た左の如く幕府に一書を提出せしめた。

去月(七月)廿四日被<sub>レ</sub>成<sub>一</sub>御渡候御封物、早速尾州表へ相達候處、道中川支にて去五日到著、亞墨利加官吏、登城御許御目見をも可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>御内意御書取之趣、尾張殿被<sub>レ</sub>致<sub>一</sub>承知候。右之儀に付ては、去月廿六日水戸殿、前中納言殿より申上候趣被<sub>レ</sub>申越、承知被<sub>レ</sub>致候儀に有<sub>レ</sub>之、前書御書取之趣、一變化之時節に當り、萬國同様之御處置相成候様申立候とも、何分不<sub>レ</sub>容易<sub>一</sub>次第にて、一度御指許に相成候ては、御取戻難<sub>一</sub>相成<sub>一</sub>

御事に付、水戸殿、前中納言殿被<sub>レ</sub>申上候趣、同意に被<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、尾張殿よりも、同様被<sub>レ</sub>申上候間、篤と御評議相成候様被<sub>レ</sub>致度、此段可<sub>レ</sub>申上旨、從<sub>一</sub>國許<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>申越候。

八月

竹腰兵部少輔

部内の破綻

此の如く反對の第一聲は、先づ水戸家より、次で第二聲は尾張家より發せられた。幕府も随分心細き次第と云はねばならぬ。知らず、彼等は如何にして此の内部の異論を鎮定せんとする乎。若し當時の將軍が、八代將軍吉宗ほどの氣量ある者であつたならば、親藩の異論などは、之を心服せしむる乎、左なき迄も屈服せしむることは、必らずしも至難の業ではなかつたであらう。されど斯る場合に、寧ろ水準以下と、一般に認められたる將軍家定たるに於ては、其の面倒が更らに面倒を加へ来るは、寧ろ當然の事と云はねばならぬ。されば公武合體の破綻は、江戸と京都との衝突と云はんよりは、寧ろ江戸と江戸との間の衝突から出で來つた。



### 水戸齊昭の引退

伊勢守卒して烈公と幕閣との連絡殆ど絶ゆ。七月二十三日將軍家定公は内願を容れ、烈公を召見して、海岸防禦并に軍制改革等の御用を免ぜられ、其間の辛勞を優賞して手づから刀を賜はりき。二十六日に至りて、幕府はハリスの參府登城謁見を許すの内意を、三家并に溜間諸大名に達す。ハリスの出府が伊勢守の卒後に至りて許容せられしは、政局の推移を見るべく、而して烈公の退隱が又局面を展開せるをも察すべし。然れども烈公は尙ハリス登城の事を聞きて憂心已まず、慶篤卿と共に、老臣に命じて其不可なるを建言せしめたり。其中に「夷狄より呈する書翰に、如何なる事を記したるも知るべからず。且一旦將軍家に呈したる上は、翻譯せしめたる後、如何はしき事ありとて返戻せば、夷狄にて承知すまじきなり。第一夷狄を御側近くへ召寄せられんこと危殆なり」との意あり。國書は豫め寫を差出すこと列國の成規にして、既にハリスの明言せし所なれども、局外にありて事情に通ぜざる者の、斯かる杞憂を懷かふるは故なきにあらず。此建言は事決したる後に屬すれば、固より老中の心を諷すに足らずといへども、これ實に諸大名中異論の魁をなしたるものなり。

〔徳川慶喜公傳〕

### 【三五】 溜間詰諸大名の反對意見

反對面々

ハリス出府に關する内達に就て、異議の申立をしたものは、水戸、尾張の兩家のみに止らず。溜間詰の連中も、それぞれ評議を凝らし異議の申立をした。即ち忍藩主松下總守忠國、桑名藩主松平越中守猷、姫路藩主酒井雅樂頭忠顯等は、高松藩主松平譜岐守賴胤の邸に會し、協議の上、連署して、幕府に建議する所あり、ハリスの出府を止めんと試みたが、幕府では一切取り合はなかつた。而して此の際松平賴胤は、在國中の彦根藩主井伊掃部頭直弼に書を寄せて、其の參府を促がしたと云ふ。直弼は溜間詰大名中の重なる一人であつた。尙ほ溜間詰連中の異議申立に關する當時の情報は、水戸藩士茅根泰の筆記に就て知らるゝ。

當時の情

一 前件溜間詰建議之義始末は、七月廿四日、溜間詰登城之族、松平越中守、松平民部大輔（下總守の嫡子）、松平宮内大輔（譜岐守の嫡子）、酒井雅樂頭（原註 此日譜



堀田取合  
はず

侯不參)へ、墨夷登城之義内意有之に付、二十五日讚州侯へ松平下總守(原註御暇は出候得共未御用)越中守、雅樂頭寄合評議登城御許し不可然と評決にて、酒井若狹守未御暇は不出候得共、近々在邑之管之處、是へも相談、何れも同意にて、廿六日下總守、越中守、雅樂頭三人にて、堀田備州へ謁、右之段建白に及候得共、更に取合不申、何れも空相引、廿八日に讚侯御登城、羽目之間に於て、備州へ又々建白被成候所、御治定相成候事にて、迎も御止には相成兼候旨答、依て井伊掃部頭後れ參府にて、近々罷上り候間、責て夫迄之處、御控に致度と被申候處、たとひ掃部出候共誰出候共、御治定之義にて、達し直りには相成兼候旨、手拂之挨拶にて、空しく御引之由、此上如何之論に可相成一哉。御次向にても諏訪安房守、松平大膳亮は、不氣服之處、嫌疑を避、沈黙致居候由。

とある。是を見れば幕府の諸僚中の意見と、大名連中の意見との間に、如何に其の距離があつたかが想ひやらる。此れと云ふも幕府の秘密政策の致す所に

秘密政策  
の禍

幕府中止  
に能はず

反對意見  
本文

て、彼等は未だ恐らくはハリスとの談判の内情を詳しなかつた爲めに、斯る異存も出て來たものと察せらる。固より其中には餘儀なき次第とは知りつつも、世間體を見て、態と強がりや云ふ無責任の徒もあり、又た自己の見解なくして、徒らに他に雷同する者もあつたであらうが、それ等を控除しても、尙ほ秘密政策の禍の致す所、少くなかつたことが察せらる。

幕府に於ては、堀田正睦が老中首座として、當初より開國の意見を懐き、ハリスの出府、將軍謁見、國書親呈の件に付て、既に十二分の評議を凝らしたる後に、決定せられたることであれば、如何に大名連中に異議の申立あればとて、今更ら中止す可きでなかつたことは勿論の事にて、今は唯だ其の實行の手續、順序等に付て、それぞれ準備をなすのみであつた。

尙ほ溜間詰連中の反對意見書は左の通りであつた。

去月二十日(按ずるに公文には七月二十四日とある)以ニ御書取一御内意被ニ仰出一候(參照三四)亞米利加使節之者、拜禮願之趣、御聞届相成、願之通登城、通御之節拜



禮之儀、和蘭加比丹より一等重く御取扱之御次第等、御治定被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候。就<sub>レ</sub>ては不<sub>レ</sub>遠可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召に付、銘々存寄之儀可<sub>レ</sub>申上、尤<sub>レ</sub>右之趣、京都へも被<sub>レ</sub>仰進、當日御警衛向等評議之上可<sub>レ</sub>申上、旨被<sub>レ</sub>仰達<sub>一</sub>候に付、得<sub>レ</sub>與勘辨之上、在<sub>レ</sub>邑之同列へは飛札を以<sub>レ</sub>申談、夫々致<sub>レ</sub>熟計<sub>一</sub>候所、公儀御職掌へ被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>對、萬世之御規格一時に轉消致<sub>レ</sub>候譯にて、容易に何れとも難<sub>レ</sub>申上、且申迄も無<sub>レ</sub>之候へ共、最初彼等より拜禮等願之節、御内意も有<sub>レ</sub>之候て、其節評論をも可<sub>レ</sub>盡義に候處、無<sub>レ</sub>其義<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>仰達<sub>一</sub>候譯にて、彼是と致<sub>レ</sub>評議<sub>一</sub>申上候も無<sub>レ</sub>力次第にて、一同重き職掌萬々蒙<sub>レ</sub>台命<sub>一</sub>居候上は、今更<sub>レ</sub>逆も是非之趣不<sub>レ</sub>申上<sub>一</sub>候ては、却<sub>レ</sub>恐入<sub>レ</sub>候譯に有<sub>レ</sub>之、申上候迄も無<sub>レ</sub>之、御國體へ對し、當御代に至り、初て蠻夷之者共へ御面會も有<sub>レ</sub>之様にては、諸蠻追々、時々刻々、同様之願意申出候は、御聞濟は勿論之義、逸々御逢も甚<sub>レ</sub>御本意に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>背候御事にて、何共不<sub>レ</sub>容易<sub>一</sub>候。此度御免許有<sub>レ</sub>之候ては、別<sub>レ</sub>て先般被<sub>レ</sub>觸置<sub>一</sub>候御文面御國辱不<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>候様にと之御意味も自然相消、諸

向へ被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>對不<sub>レ</sub>一通<sub>一</sub>御義に付、實に恐入候得共、御國辱之義は、別紙を以<sub>レ</sub>申上候義に御坐候。然る上は登城は勿論、御呼寄之義は不<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>候様、其<sub>レ</sub>筋へ可<sub>レ</sub>申諭<sub>一</sub>旨、被<sub>レ</sub>仰渡<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>然乎<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>候以上。

巳八月

- 松平讚岐守
- 松平肥後守
- 松平隱岐守
- 酒井雅樂頭
- 井伊掃部頭
- 松平下總守
- 松平民部少輔
- 松平宮内太輔
- 松平越中守
- 酒井若狹守



幕府の無頼者

此にて見れば當時在彦根の井伊直弼なども、書狀の上にて、連署に同意したものであらう。何れにしても溜間詰の連中は、何れもハリス出府、將軍謁見、國書親呈には、反對の意見を持つてゐた。但だ幕府は、それ等に何の頼著もなく、既定の如くハリス出府の準備を急いだ。

【三六】 ハリス出府に付て幕府の公達

公達本文

幕府は八月十四日を以て、大目付、目付に左の公達を交付した。

大目付

御目付 え

豆州下田表在留之亞墨利加官吏儀、國書持參、江戸參上之儀、相願候處、右は寛永以前英吉利人等度々御目見被二仰付一候御先蹤も有之、條約爲二取替一

相濟候國之使節は、都府え罷越候儀、萬國普通常例之趣に付、近々當地え被二召寄、登城拜禮可レ被二仰付一との御沙汰に候。此段爲二心得一相達候。右之趣向々え可レ被レ達候。

八月

松平慶永憂慮

此に於て従前の内達は公達となつた譯だ。而して此の公達は、各大名へもそれ達せられたることは、「昨夢紀事」に、八月十四日堀田備中守殿邸へ、御留守居共をめされ、御渡しありし御書付左の如し。

(文は前掲同様につき略す)

公(松平慶永)是を見給ひ、巷説空しからずして、事已に爰に及びぬ。天下の形勢、今より一變すべしと、深く憂ひ嘆かせ給ひ、先蹤とは申ながら、寛永以後止められたる御掟なるを、異邦の例をもて許されんも容易からぬ事にこそあれ。勢州(阿部正弘)ながらへなば、かくはあるまじきものを。さすれば西城



徳川家門の衝動

の御事も(立儲問題)いよく指迫りし秋にはなりぬ。そもいかにかはなるらん。深き故よしもあるにや。尙廷議のよる處を問ひ聞かまほしきものなど仰ありき。翌十五日次の御登城ありしに、御同席の阿波守殿(蜂須賀)相模守殿(池田)を初、待つつけ給ひて、昨日備中守より申沙汰せし趣はいかにやおぼす。ゆゑしき天下の御大事ともなるべき筋なるを、御互に御家門の歴々として、黙止あるべき事かはと議り給へるにより、公(慶永)にも左こそ思ひより待れる。斯る折とて又輕々しく建議すべき事にも侍ねば、來る十八日余が許へ集へ參らせて、緩やかに議り申べくこそと被仰談たる旨なりき。水戸殿(慶篤)にも態々公へ對面し給ひて、きのふの事は、倍あるべきにや。老父(齊昭)も殊に憂へ聞へ侍り。御心底の程も聞かまほしなど仰あり。公御大事とは思ひ侍れど、差當り思ひより候旨も侍らず、君には如何におはするにやと問はせ給ひしに、さしたる御答もおはさざりしとぞ。(昨夢記事)

とある。されは三家、溜間詰大名は勿論、徳川家の家門の面々も、此の公達

慶永慶篤等評議

には少からざる衝動を感じたものと思はるゝ。尙ほ此事に付て水戸藩士茅根泰の筆記がある。

十五日(安政四年八月)御登城(慶永慶篤)被遊候處、御控所へ越前侯、因州侯罷出申上候は、アメリカ登城御許之義、誠以驚入候。逆も御用に有レ之間敷候へ共、此御場合は非申立候つもりに御座候。國書持參指出候節御許難ニ相成一ヶ條有レ之は指見へ之義に候へ共、是迎も御許無レ之候はゞ、直に兵端を開可申、さすれば只今御断にて激し候も、全遲速之相違而已に候へば、今日之内、御決断外有レ之間敷候間、此度は非レ建白之積り、同席も大概同意云々申上候由、上(慶篤)にも可然御挨拶御引之處、何れ明日得と評議可承との御沙汰に被爲レ在候事。

皆公達に不満

此にて見れば、松平慶永等側が働らき掛けにて、水戸慶篤が受身らしく察せられ、前文によれば、慶篤が働らきかけにて、慶永が受身らしく察せらるゝが、何れにしても彼等の間に、種々の意見が交換せられ、何れも幕府の公達に不安



と不満とを懐きたるだけは、疑ふ餘地はあるまい。兎にも角にも幕府は其の側近に於て、既に其の異論者を見出してゐる。

### 第七章 一橋擁立とハリス入府問題

#### 【三七】 ハリス問題と一橋問題 (一)

反對運動  
の回轉

安島彌次  
郎の運動

所謂御家門連中の反對運動も、聊か生々煮えの有様で、決して眞剣ではなかつた。而して其の運動は、ハリス出府問題よりも、寧ろより多く西城問題即ち將軍の養君問題、具體的に云へば、一橋擁立問題に回轉し來る狀を呈した。安政四年八月十七日夜、水戸家の側用人安島彌次郎は、主命を奉じて、松平慶永の重臣中根師質を訪問した。

同月十七日夜、石原甚十郎小屋へ水戸殿の御側御用人安島彌次郎來り。甚十郎とは面識の者なり。師質に逢はまほしといへるよし、甚十郎が許よりいひおこせたり。彌次郎が事、前中納言殿(齊昭)の寵臣にて、機密の條は、此者と兼て公(慶永)へも被<sub>レ</sub>仰合<sub>一</sub>たる人なれば、師質直<sub>ニ</sub>行<sub>テ</sub>、初<sub>ニ</sub>對面<sub>セ</sub>り。



借何事ありやと問ふに、彌次郎去る十五日備中守殿(堀田)より達せられし墨  
夷出府拜禮等之儀、前殿(齊昭)には以の外不可然思はるれば、いかにもし  
て、都府へ入れ立ぬ術こそあらまほしけれ、就ては此殿などは如何におぼす  
るや、兎角の謀略や坐する、密に承り参れと、前殿(齊昭)申合せ給ひ  
し由を申す。

中根師質  
意見

果然安島は、齊昭の命を承けて、慶永の意見を聞きに來たものだ。

師質 答へ申けるは、寡君(慶永)にも彼是思ひよりたる事なきにも侍らねど、  
何事も六日の菖蒲とやらんにて、事後れ侍りて、廟議既に決して、三家を初  
諸大名へ表立て布告し給ふ程なれば、今となりては墨夷を入れ立ぬ事などは、  
申たる迄にて事ゆくべくも覺え侍らず。されば斯く定りたる上につきて、外  
夷の驕傲を壓へ、國體を辱しめざる様こそあらめと、明日は同席の方々を集  
へて議り申さる事になん、左右は定りたる上にて、告げ参らすべし。

水戸家意  
見を問ふ

此の如く中根は、八月十八日、慶永始め同志面々の會合にて、兎角の評議を盡

安島一橋  
問題提出

す可き旨を答へ、更らに話頭を一轉して、水戸家の意見を質した。  
前の卿(齊昭)を初奉り、閩藩の議論は如何にや坐する。然る可き御謀も  
や候と問ひたるに、安島申は、種々の論は侍るめれど、目覺る計り新らし  
き事にも侍らず。此事につきて、僕は別に思ふよしの侍りて、その事をも  
聞え上げ奉り度おもひ侍る。

果然安島は一橋問題を、胸臆に秘しつゝ、出で來たのだ。其説く所左の如し。  
そは異事にも侍らず、斯く外夷の事など騒々しきにつけても、征夷府の御根  
本固からでは、行先きの事も如何に成行らんと、世の人も覺東なくのみ危踏  
み思へる有様なり。さる折に僕より申出ては、我佛尊しといへる諺めきて  
は侍れど、一橋の刑部殿こそ拔群の英明にて、斯く傾き行たる天下の勢を  
ももて回し、末細りし徳川の流れを清ましめん事、此卿ならではとやつがれ  
は思ひ入りて候なり。されどは前殿(齊昭)の親しき七郎君(第七男)に坐せ  
ば、此事をやつがれなど水戸殿の御内人として言加へ侍りては、世の人のい



意見書提出

ひあもはん程も、後ろめたくて、下たにのみ思ひなやみ侍りしが、竊に承り侍るに、中將の君(慶永)には、先づ年より此事思ひ起し給ひて、福山の侍從(阿部正弘)杯へは申給ひし由、難有まで嬉しく辱くこそおもひ侍りつれ。されば今の世となりて、事の末に縋りて論らひ候半より、本を建給はん事に御力いれ給ん事こそ、願はしけれと、心の限り書付たる一條を差出したり。抑も此の意見書は、安島一個の思付きであつた乎、否乎。當の安島は此事について、斯く中根に理りてゐる。

偕此事を囁き合ふよしを過し比前殿(齊昭)の耳に入りたるに、前殿には天下へ對し、嫌疑の程を痛く懼れられ、斯る筋を、世の人のいはんはせんすべなけれど、我内人の假初の口の齒にも申出へき事にはあらずと、内外の者共へもいとをこそかに警めをかるゝ事に侍れば、僕が此事を此殿(慶永)へ申出たる事杯、前殿へ聞え侍らば、いかなる罪科に逢んも計り難ければ、努め努めな洩し給ひそなど、夜ふくるまで語らひて歸りぬ。(昨夢紀事)

されど中根は勿論、慶永に於ても、決して之を以て安島一個の意見としては受取る可き筈もなかつたであらう。要するにハリス問題が一橋擁立問題を刺戟し、其の運動を促進せしめたる事情は、之を見ても其の一斑を卜するに足る。

【三八】ハリス問題と一橋問題(二)

常磐橋邸會合

八月十八日には、松平慶永の常磐橋邸に、松平齊裕、松平慶倫、松平慶徳、松平慶憲等が會合して、ハリス出府問題を評定した。其の様子は左記の通りだ。

八月十八日午過る頃より、松平阿波守殿、松平三河守殿、松平相模守殿、松平兵部大輔殿、盤邸へ御寄合にて、墨吏の出府拜謁の事に付、兎や角と御議論あり。各思召旨これあり、數ヶ條の御覺書等も出來たりしが、又御談ありけるは、此頃備中殿(堀田正睦)よりは、只一ト渡りの書面もて、達せられた



慶永問題  
を轉換せんとす

橋本左内  
召寄

る迄にて、銘々意見を垂問と申にもあらぬを、下よりして押當に、彼是と論んは、事不敬にや渉らん。されば先づかばかり容易ならぬ事を、御許容に成たる由縁を、備中守殿に糺し究め、其答のさまによりて、申出さんこそ然るべけれどとの御結局にて、近き程に備中殿へ御出ありて、御質問あるべきに極りぬ。夜に入り初更の比、御退散なりき。〔昨夢記事〕

惟ふに彼理來航頃の松平慶永は、全く赤熱にして一本調子の打拂論者であつたが、此頃は既に彼は開國論に傾きかけてゐた。されば恐らくはハリス出府問題なども、他の連中よりも、聊か異なりたる方角から眺めてゐたかも知れない。但だ彼は此れを好機として、一橋擁立問題を解決すべく、其の同志を、何時とはなしに、此の方向に誘導せんと試みたものであらう。

八月十九日御國許に罷在明道館の學監橋本左内は、才學の優長なるは元よりにて、洋學にも精しく、彼方の情狀形勢にも詳なれば、此節柄御用にもなるべけれど被三召寄、今日江戸表へ到着せり。此後は御建白の御文章杯

蜂須賀齊  
裕等堀田  
を訪ふ

堀田釋明

の事は、彼是と參預を命せられたり。〔同上〕

とあれば、橋本は愈よ八月十九日から慶永の左右に侍し、樞機に參與することとなつたのであらう。而して橋本は元來大々的の開國論者であれば、ハリス出府杯は、當人として左程驚く可き事ではなかつた。而して慶永も自然橋本等と同臭味に化したることは、亦た決して疑を容れない。されば慶永は表にハリス問題の推し立て、裏には一橋問題の促進を謀りたるものと見る可きであらう。

同月廿日阿波守殿(徳島藩主蜂須賀齊裕)相模守殿(鳥取藩主池田慶徳)堀田備中守殿邸へ御行向ひ、墨吏出府登城等御許容なされたる御趣意御問合せありしに、備中殿御答振、左の通なるよしにて、阿波殿より御廻しあり。

此度墨吏出府登城拜禮御許容相成候趣意は、彼國大統領より日本の御爲に相成候重大之事件申上度候付、老中へ面會致度、且又條約取結び候國は、其都府へ相越候儀、萬國普通之趣を以申張り、既に昨夏中より書翰持參り居候故、奉行を以、色々申論候得共、何分承引不致、



御許容無之候は、此上致方無之に付、本國へ相達し、墨吏も引拂、重而軍艦を差向け、政府同志之懸合に可致と申候。左候ては戦争難計、萬一墨吏歸國候は、不ニ容易一御大事に可相成に付、無據寛永以前於駿府一英人御目見之御先蹤有之、旁此度拜禮之儀迄御許容相成候旨、内密被三相噺、尤他言は堅不致様被ニ申聞一候事。

八月廿日

齊裕等再協議

此れは事實全くこの通りだ。下田に於ける談判の要領は、此れに盡きてゐる。翌廿一日阿波殿（齊裕）より御側使速見敏三郎を以、昨日備中殿御答之趣によつて、猶又御談じ被成度候間、廿四日午刻より彼御方へ御寄合あるべき旨被ニ仰越一たり。

眞意は一橋擁立

同廿四日午過る比より、公（慶永）を初、御同席の御方々、阿波殿へ御寄合あつて、墨吏一件に付、御建議あるべき條被ニ仰談、夜子の刻（半夜）比御歸館なり。此れは表向の沙汰にて、此の會合も其の眞意は、一橋擁立一件であつたことは、

「此日も御列席にて、西城之事を御内談ありしに」と一昨夢紀事に特筆せられたるを見て知る可きであらう。乃ち彼等に取りては、今更らハリスに出府を命じたることを取消す可きでもないから、其の善後策が必要だ。然もそれには中樞たる可き人物が必要だ。而して其の人物として一橋慶喜を、養君に推し立つると云ふことだ。

### 【三九】 ハリス問題と一橋問題 (三)

慶永等焦躁

松平慶永等は、表面ハリス出府問題に就て、協議をしつゝ、裏面には之を機會に、之を潮合に、是非共一橋問題を促進せしめんと焦躁しつゝあつた。然も其の中心人物は、松平慶永にして、他の人々は彼程には熱心でもなく、眞面目でもなかつた。されど一般の傾向は、ハリス出府は、徳川の天下が、其鼎の輕重



尾張慶恕  
の時事憂慮

を問はれたるものと認め、概ね嘆息痛恨の情を漏らした。乃ち八月廿五日(安政四年)附にて、當時在國の尾張慶恕(後に慶勝)より慶永に當てたる書翰にも、その意味が能く現はれてゐる。

乍在國中、方今之治務、千緒萬縷にて、彼是多忙、意外之御無音打過候。先以愈御勇壯并喜之至有候。諸東都御變通之御儀相發絶ニ言語、戰慄之至有之條々、寔に御愕然之事と存候。去五日備中(堀田正睦)より封書にて、三家へ被ニ仰出趣、不ニ容易一事共に有之、水府老人(齊昭)よりも、早速被ニ申越一候に付、一致之力を以、墨夷云々之儀申立候得共、御取用無之儀は不レ及ニ是非一事とは相見え候得共、(參照 三四) 議論之當否は備置、右之御手順何とか備中より可ニ申越一管之處、一言之沙汰も無之内、上意にて墨人拜禮之旨被ニ仰出、實以不堪ニ寒心。勢州遠行(阿部正弘逝く)水府老人も御免相成、(參照 三三) 天下混沌、是先如何可ニ相成一哉。不レ安ニ寢食とは、實に此節と存候。拙子も度々申立候得共、勿論一も貫通無之、既に水府老人さへ如

堀田の手  
順に不平

郡下侯伯  
甲合

此誠以天下は何れに平定し、何れの時か御武威相立可レ申哉。右様之御處置にては、諸藩之御指揮も被ニ察候。且は廷議も難計、毎度竊に痛心能。在候。此上も嚴重申達候とも、無益之様被ニ存、且は無稽之過言杯と嫌疑生じ候。はさし見え、辭理不貫のみならず、驕慢之先蹤も有之。(此れは弘化元年五月水戸齊昭が、驕慢に募らせられ云々にて、隱居憤を命ぜられたること云々)嘆息無此上ニ存候。貴家御存慮御一杯に被ニ仰達一候様致度、猶郡下侯伯之申合並溜詰杯之議論も有之哉に承り及候。將亦過日は敝邑へ例之御家臣田宮(田宮源太郎)居宅迄參り候。由承知、折惡敷巡村留守跡にて承知残念致。良き折に付、此儀可ニ申入一處、残念。乍去一通りは及ニ密談一候事と承り候。必定申入候事に存候。何分にも徳川の天下、御一洗之期あらまほしく候。最早此上は天運神慮に任せ、氣運を致ニ默覽、如何とも自國之持張社、責ては神靈へ對し奉り候寸志と存候。危言御即火所ニ冀候也。



八月廿五日(安政四年)

慶西  
城問  
題に  
觸れ  
ず

此の如く尾張慶恕の書翰は、一切西城問題には觸れてゐない。彼は一橋擁立に付ては、固より發議者でもなく、而して稍慶永に引ずられたる傾向あるも、

慶永  
齊裕  
に説く

然も慶永はハリス問題よりも、其の眞意は西城問題に存した。されば彼は九月二日附にて、更らに松平(蜂須賀)齊裕に、内書を送つた。齊裕は將軍家齊の子にて、現將軍家定に取りては、叔父である。されば彼自身も亦た將軍の相續者たらんことを内意期待してゐたと云ふ評判もあつた程にて、彼も亦た慶永の爲めに説かれて、稍其の同志者の一人とはなつた。(参照 公武合體篇 五八)

慶永一橋  
擁立熱心  
の動機

抑も慶永は何故に斯く迄一橋擁立問題に熱中したる乎。彼は一橋を將軍に押し立て、若しくは將軍の世子として、將軍に代りて其の仕事をして爲さしめ、自己は乃ち其の動機は比較的純なるものと認む可きであらう。

【四〇】 ハリス問題と一橋問題 (四)

一橋擁立  
の内面

松平慶永の九月二日附、松平阿波守(蜂須賀齊裕)に與へたる書は、當時一橋擁立運動に於ける内面の事情を曲盡するに足るものがあるを以て、左に之を掲載することとする。

松平慶永  
の内面

兼々内密及ニ御啻合候 西城一件、今以何等之御様子も不ニ相伺、倍々苦心



本郷丹州  
の若老就  
任を喜ぶ

一橋の令  
名人望

千萬之事に御座候。就夫愚考仕候處、御同事之場合にて、如何程憂勞致候。迎、精々閣老衆迄、内々申立候位之事にて、外に術計も無之、當惑之次第に御座候。乍併當今之時勢、一日片時も難捨難忘御大事之儀に候得ば、猶又工夫を凝らし、不圖心付候は、今般格別結構にも被仰付候。本郷丹州事は、(按するに安政四年八月二十八日本郷丹後守若年寄に任じ、加増二千石、一萬石高になる。奥勤如元) 御三代被召仕、内外官路之情狀は飽迄老練之人と申、天下の御爲、西城之儀も、深く被存込居候。様子に承り及候儀も有之、拙子は是迄手寄も無之候得共、一橋君を儲君と奉仰度忠實は、則同志之人と奉存候得ば、乍餘所一殊の外頼母敷存居候事にて、此一件も此人諸務練達之眼力にて見通し候はば、成否之程も必分明之定見可有之儀と被存候。

御家門の御内にて、令名人望一橋君之外に出ざる事は、今更申迄も無之候得ば、自然天授之儲君に被爲備候儀、人爲を借らずして確定致居候事

天下の人  
望繫留

にも有之歟。又は丹州等内外厚く周旋も有之事に候得ば、追々夫等の邊にて、御運びにも被爲成候事歟。又一ツには上様にも御壯年に被爲在、近く御臺様(篤姫)も被爲入候御事故、無程若君様も御誕生可被爲在候得ば、御急には及間敷哉坏との儀も可有之哉。勿論此儀は一統祈願致居候事は申迄も無之、御血統之御繁榮は、重疊恐悦至極に候得共、箇様之御時節と申、天下之人望を御繫留と申儀は、乍恐御幼稚之若君様よりは、橋君御入に相成候。方天下の御爲には可相成儀と被存候。尤橋君も彼是御年比にも被爲成候。御事に候得ば、直に若君様を御養君に被爲立候は、夫社動なき御代の御堅めに、御手厚成事も御安心成事も此上は有御座間敷、將天下の人心において十分安堵も可仕歟。兎にも角にも、徳川家柱礎之動靜は此人急度所見も可有之儀と被存候故、登城前致推參、心底打明け及頼談一度存候得共、是迄懇意にも無之處へ、天下之御爲、同志之人とは乍申、機密之一大事を及發言候は、何とやらん卒爾にも相當



深く探索を求む

丹州運動に就き

り、聽込之可否も計らひ兼、其場も斟酌致居候。且又兼て御談も申上置候儀も候得ば、從貴兄一右等之邊、何卒深く御探索被下、自然安心之運びに候得ば、恐悦至極、若又左様にも無之候は、一日も早く建儲之御沙汰に相成候様、必至之懇願に御座候。乍去萬々一丹州之丹誠は、充分有之積りにても、我他彼此之差支多く、存外建言も被行兼候様之委曲等有之事にて、丹州等之廷議に關り候向にては嫌疑も有之、手出も被致兼候故、却て御同事邊より無我に申出候方、御評議之一助にも相成候。抔と申様之儀有之間敷共難レ申、若左様之場合とか、又は丹州等當路之人にては手近に過ぎ、却て物遠く相成候譯合等も有之、此向を箇様に此筋より斯く致候は、可然抔との見込も有之、其邊内論等も被致吳候運びにも候は、御互に死力を竭し、周旋丈けは、必行届候様、仕度儀候間、機密之儀故、容易に教示も有之間敷哉に候得共、其處は貴兄兼々之御至誠を以感動御座候て、彼方淵底も開示有之候様、爲天下御配意可被下

慶永の苦心

候。此段拙者より相頼候と被仰越一候方、御都合宜敷候は、如何様にも被仰遣可被下候。又拙子直に相頼候方可然運びも候は、何時にも罷越候心得に御座候。唯々此節官吏云々(ハリスの事)等之一件に就ても、西城之事而已心に懸り候故、存付候心底有丈け及陳啓一候間、宜敷御取捨被下、大願成就之程、御配心千祈萬禱罷在候。以上。

九月二日(安政四年)

此の長文は、要するに今度若年寄に榮進したる奥勤めの本郷泰固をして、一橋擁立の爲めに、運動せしめんとする手段方法に就き、松平慶永が、蜂須賀齊裕に相談し、依頼したるものに過ぎない。されど如何に松平慶永が、此の一件に就て、苦辛經營したるかの一斑は、之を以ても察することが出来る。

松平慶永等の意見書調製

九月四日公(松平慶永)阿波殿へ御出ありて、嚴夷之事に付、御建議之次第共猶又御談しあり。是は



御同席之御方々の集はせ給ひておもほす旨を、各も／＼申出給ひて數多の條件になりたるを、阿波殿の書聯を給へるを、又公と共に種々に考へ加へて書調へさせ給ふ。阿波殿はすぐれたる手書きにおはすれば、清書は阿波殿認め給ふなり。此日も彼御方より西城の事仰出されば、此比被<sub>レ</sub>遣たる御内書、實に理り責て殘る方なく覺え侍れば、あの儘にて丹州へ持行侍りておのれも言加へて語らひ見申すべく抔、御談しありける由なり。(昨夢紀事)

【四一】ハリス問題と一橋問題 (五)

慶永等の  
意見書提  
出

斯くて松平慶永等は、評議の結果親しく老中首坐堀田正睦を訪問して、其の意見書を提出した。

九月六日(安政四年)公(慶永)阿波殿(蜂須賀齊裕)と、御同道にて、堀田備中守殿へ、御行向ひ墨吏登營之件に付、御同席被<sub>レ</sub>仰談之運、御建議有<sub>レ</sub>之、此時備

絶對的阻  
止ならす

中殿には孰れに唯ならぬ事共仰立らるゝならんと心構へせられたるにや、公(慶永)未だ何とも御發言なきに、先づ備中殿より、今日は、墨吏登營の事を、御支へあらん爲に、御打揃ひの御出なるやと申出られたり。公仰けるは、墨吏登營の事には候得共、只今となりて、支へ申さんとは候はず。去ながら寛永以來、年久敷御禁絶なりし事を、此節申行ひ給ん事、天下の人心に於て、如何考へ可<sub>レ</sub>申哉。事の條理によりては、御家の御瑕瑾にもなるべくもやと、御親戚御家門に連りたる同席の者共深く案勞仕候故、廷議の上にとり、御益あるべき程の事は、候まじけれども、何れも思ひより候事共を、書付て持參れりと、左の件の御書取を指出させ給ふ。

此の如く堀田は、慶永等がハリス出府阻止運動の爲めに、面會を求めたものと猜察したが、其實慶永等は、今更ら之を絶對的に阻止すると云ふではなく、唯だ此際、幕府は其の威嚴を失墜し、延いて天下の人心を瓦解せしめざる様にとの意見に止つた。



署名者思  
惑の相違

建白は一  
般的論理

惟ふに署名の連中にも、銘々多少思惑の相違があつたであらう。殊に松平慶永の如きは、最近二三年間に、其の思想は、長足の進歩をしてゐる。彼は決して舊時の阿蒙ではない、今日に於ては、少くとも其の信臣橋本左内などの開國意見に共鳴しつゝ、あつたであらう。從て其の建白なるものも、寧ろ一般的にして、單一なるハリス出府反對論などを顧みなかつたものであらう。

今般亞墨利加官吏(ハリス)登城之儀に付、同席共より御趣意相伺候爲、阿波守(蜂須賀齊裕)相摸守(池田慶徳)伺候仕、其節御内話御座候次第、孰れも承知仕、右に付申談候處、今般之御儀は、全く時勢之推移、不レ被レ爲レ得レ已御事柄に可レ有ニ御坐一候得共、一旦墨吏登城御差許之上は、英吉利魯西亞等引續き同様願出可レ申は必然之事にて、其期に至り、是には御許し、彼には御斷り難レ被レ成は勿論之儀に奉レ存候。さすれば今般之御一舉、諸蕃追々公然御府内え罷出候端と相成、是に依て我之虚實形勢風習技藝等巨細不レ殘洞察可レ申は、是亦必然之勢に御座候。此邊より叨に御威光を輕蔑侮

萬人同憂

取締向注  
意

慢之舉動杯相働さ候ては、海外諸國の誹笑を招き、乍レ恐神州之御瑕瑾無ニ此上ニ御儀と奉ニ恐懼一候。

是れは鎖國論者、開國論者の差別なく、何人も同憂とするところであらう。如何に掩はんとするも、追々は日本内部の虚實が手に取る如く、外人には知れ渡る可く、されば之を掩ふの拙策に出んよりは、内自が先づ充實の策に出でねばならぬ。

殊に此度之儀は、向後諸蕃登城之規矩とも可ニ相成一候間、其鹵簿儀制等、毫も驕傲不遜之姿無レ之様に爲レ致度、此方に於ても、旅宿路次に至る迄、御警衛無ニ御油斷、彼より非法非理之事件、一切致し兼候様之御仕向肝要に奉レ存候。

彼等は此の如く米使出府に關する取締向きに就ての注意を與へ、更らに一轉して曰く、

依て此御處置之手段は、種々可レ有ニ御座一候得共、其根源は第一武備充分之御



精練に可止御儀と奉存候。是れは何人の結論も同様の事であらう。但だ如何にも盜を見て繩を縛ふの冷評は、注意を與ふる者も與へらるゝ者も、共に免かれ難き事であらう。

【四二】 ハリス問題と一橋問題 (六)

慶永武備  
不充分な  
嘆く

尙ほ松平慶永等は、次の如く論出してゐる。  
尤去丑年(嘉永六年)墨船渡來之後は、諸家に於ても被仰出一之筋相守、逐々器械製造、操練演習を始、海防手當之筋、成丈け力を盡し候得共、元來奢侈積弊之餘に御座候而已ならず、太平の文飾、全く脱し難きにより、平常之經營、武備筋等緊要ならざる處共往々有之、萬一方今不測之變出來、仕候は必倉皇愕然之患可ニ相生と奉恐察一居候。

慶永の懸  
念

此れも全く其通りであらう。

且兵制之儀は、全軍一致に無之候ては、實地に臨み、不都合之譯も可有之に付、先年御改正被仰出一候得共、其規定一々被仰渡、今日より箇様御改被成候と申御發令無御座一故に候哉、諸家共に一定之兵制相立不申、兎角苟且之事而已に相成居、徒に諸人の疑惑を増し、或は當節不用之器械迄貯置、無用之費、紛拏の果と相成、當惑之向も御座候。眼前之急務たる兵制武備さへ、未行届不申候折柄、外蕃之者御城内へ御引入に相成候は、和親之國柄故とは乍申、甚懸念に奉存候。

氣概廢阻  
を恐る

而して彼等の杞憂は、更らに爾後の事である。

其上今般愈登城首尾克相濟候はば、數百年之昇平に慣染仕、安逸無事を喜候士習故、益戰闘必至之覺悟振立兼、唯和親平穩之處而已に著眼仕、今日迄乍ニ微々一鞭勵致來候氣概も、廢沮して、却て萎弱之心を起し可申哉に奉存候。



斷然兵制改革を要す

如レ此に成行候ては、萬一他日意外之巨患相發し候共、必定喫驚狼狽仕、機に臨み、急に應じ候事、甚無二覺束一奉存候。尤公邊に於ては、右様之思召は無二御座、益武備御嚴重御整相成、遠く海外諸國へも御威光御輝し被遊度御趣意之程は、於二同席共一奉ニ熟知一居候得ば、此後尙以精々武備行届候様心配可仕候得共、自然如何心得違仕居候哉も難計、且又諸家一統緩縱致し居候中に相立、士氣振起仕候儀、實以不容易一難事に御座候間、何卒同席共心得之爲、且は諸家益武備に念入候爲、此度墨吏之登城を機會と被遊、斷然と兵制御改革に相成候御規定被二仰出、以來太平之文飾一切相省、戰鬪實用に心掛候様、分明御告諭に相成、公邊に於ては、和親之外貌に不拘、益戰鬪必至之御覺悟御決定被爲在候御英武之御襟懷御示し相成候はゞ、他日非常之節、御實用に事缺も不仕と奉存候。

準備の上

此の如く彼等はハリスの登城を機會に、兵制改革を實行せんことを獻白した。

和親を許すの案

即ち戰鬪準備の上にて、和親を許すの意味だ。

其上にて諸蕃之御待遇筋益信義禮節を被レ重候はゞ、恩威併行、御武徳之程、海外諸國へも傳播仕候而、國家之御政道を奉レ感、自ら非望之念も消滅致し、盟約も慎守可申、和親は末永く相續、闔國益太平之御仁澤を蒙り、御祖宗以來、武を以て御政道被爲レ立候趣意に相叶、國家御鎮撫之御任にも御相當可被遊御儀と奉ニ思考一候。以上曖昧之言申上候迄も無二御座一候得共、只管公邊之御爲筋存詰候處より、聊鄙衷吐露仕候。何分厚く御評議之上、御採用之一端にも相成候はゞ、一統素願不レ過レ之難レ有奉存候以上。

- 松平越前守
- 松平阿波守
- 松平三河守
- 松平兵部大輔



水戸齊昭との相違

慶永正睦問答

松平三河守慶倫は、作州津山藩主、松平兵部大輔慶憲は、明石藩主だ 以上は何れも徳川家一門の面々だ。

然も彼等建白の口吻は、水戸齊昭のそれとは餘程調子が變つてゐる。齊昭はハリス出府を、頭から彈ねつけてゐるが、此れは既定の事實として、寧ろ其の善後策を語りてゐる。尙ほ「同日御演説之御控并御答振左之通り」として、「昨夢紀事」に掲ぐる所によれば、

今般之國書并此以後異國え關係仕候重大之事件は、孰へも御示之上、御取極有之様致度事

別段之御挨拶無之候由。

御返答濟迄江戸に御指置に候哉相伺候事。

御返答濟迄江戸に指置候儀にては無之、先當時之評議にては、三四日程は滯留にも可相成、長くは指置不申、官吏(ハリス)に於ても、拜禮さへ相濟候得ば、下田へ直に歸著致度由に聞え候事。

遊歩御免之趣、有無伺候事。但直買之義も同斷。

遊歩之儀は、御免無之とは至り不申、是非被仰付候積り、乍去箇所を定め候積りにて、勝手次第に、都下徘徊爲致候儀は無之、且又直買之事は決して不被爲致、國禁之趣を以申諭し、好之品も候得ば、旅宿へ品物遣し、官吏相求候も可有之、又は公邊より被遣に相成候儀も可有之事。

問答の模

右は慶永等と正睦との問答の大概である。尙ほ「昨夢紀事」には、雙方の挨拶に付て、左の如く記してゐる。

此御問答之事畢りて、總て理りなる御申立共なりと、痛く褒め賞て、偕て申されしは、おのれ今日は、御申立のやうによつては、太刀合する迄も、申争ひてんと覺悟して候ひしが、思ひの外におのれらが思ふ筋なる事共申させ給へば、心も安堵侍りぬ。此末も頼もしく思ひ參らすよしにて、歡び申させ給ひけるとなん。此折にも斯る御時節、西城の御空位御手薄に思召よしをほの



めかし聞え試み給ひしに、睨との仰にもあらねばにや、備中殿もいかさまに  
もと、只一と渡りの御答のみなりしとぞ。

とある。されば堀田は恐らくは水戸一派の反對論もて、突き掛かるものと覺悟  
し、餘程昂奮してゐたものであらう。それが案外なる穩當の建白にて、彼に取  
りて聊か力抜けの心地したであらう。されど最後の一段が慶永等と云ふ能はず  
んば、慶永の本旨にして、此れが畫龍點睛だ。されど此の問題は、尙ほ未だ蔗  
境には達しなかつた。

慶永本志

【四三】 ハリス出府に關する幕府側の決答

ハリス手  
段の種々

ハリス出府及び將軍謁見 國書捧呈に關する件に付き、愈よ奉行から其旨を通  
告せられたることは、同人の日記によりて既に記した。(參照 三二) 然も是迄に

到達する道行は、決して容易ではなかつた。云はゞハリスの方では威したり、  
騙したり、賺したり、説諭したり、辯難したり、其の骨折も決して尋常ではな  
かつた。而して其の顛末に就て奉行側からの報告は、是亦た既記の通りだ。  
〔參照三二—三三〕然るに日本側では、奉行等の應接に付き、頗る遺憾の意を漏らし  
たるものが少くない。

來行等の  
失態

去る十六日の應接、兩臺(朱書 井上信濃守、中村出羽守) 僉言を申出し、候故、米人  
に被二付込、むざんに被二申伏、一言之返答にも不レ及、此上は我等兩人切腹を  
不レ致候ては、江都えの申譯不二相立一候間、何卒懇意の人情を以て、勘辨いた  
し吳候様、聞苦敷只管詫言也。米人彌威高く相成、兼て聞、各方は當所の  
鎮臺、政府より委任之重き役目と心得候處に、今聞、政府之申譯立ぬ杯とは、  
心得ぬ事也。我等は亞墨利加合衆國の使節、大命を請、茲に到、其儀を達せ  
んとす。何んぞ御兩君え人情を以、國命之重きを捨るの理あらんや。各方の  
御切腹御勝手次第也云々と無三用捨一被二申込、誠に此港以來不出來、中々是



米船渡來  
米威倍増

程不出來大辱は有之の間敷、昨十九日應接には、兩鎮臺とも、愚味を被見限、甚敷悪口嘲弄、此日は僕不罷出、心ある人の悪口に、御奉行を勤むる程の人は、扱々堪忍強きもの也と感心。  
今朝異船一艘渡來之處、則米國のフレガット船也。滞在の米人等龍の雲を得る也。就ては江都え出府之人數も、十倍相増可申、動舉一通りにては無之、皆是時節到來とは乍申、更に無據次第とは不被存、只兩臺の愚味其人其役にあらずと存候。嗚呼右緊急密報不備。書面御判談可被下候。御披覽直に御焚化可被下候。九拜頓首。

廿日(安政四年七月)

同盟之大君

玉几下

無名氏

奉行下僚  
の憤慨

此の無名氏は、下田奉行の部下であらう。而して彼も亦た談判の席に參列しつゝある者であつたことは、「此日は僕不罷出」の一句にて推察するに足るもの

決答期限  
を附せら

がある。是れは部下が其の長官の俯甲斐なきを傍觀して、之を在江戸の知邊に内報したものであるが、部下さへ此の如しとせば、其の事情を知らざる門外漢に於ては、猶更ら然る可きは言を俟たず。されば一般人心には、下田奉行は勿論、幕吏がハリスを出府せしむるに至りたるを見て、咄々怪事とせぬ者は殆んど稀れであつたであらう。

尙八月朔日にはハリス病氣に付き、其の名代として通譯官ヒュースケン出で來り、決答を今後十日とし、その期限を経過すれば、直に此の問題を、兩國の國際談判に附す可しと威嚇した。  
官吏(ハリス)推量仕候には、右一揆(印度に於ける土人叛亂)追討之事畢り候はゞ、其軍卒等御國え轉向致し候様可相成、左候得ば、最早程近之儀に可有之、且兼て申上候英吉利、法蘭西より使節差越候儀、于今其沙汰無之は、右兩國唐國と戰爭最中故之儀と被存候。唐國之禍は、却て御國之幸に相成候哉に候得共、右にて事止候儀には無之候間、旁以



一刻も早く書簡御請取、緊要之事柄、御承知相成候はゞ、御國之御爲のみならず、官吏於ても幸ひ不<sub>レ</sub>少儀に候間、唯今申上候通り、今日より十日之中、必<sub>レ</sub>御挨拶御座候様致し度趣に御座候。

此の如く催促にはそれぞれ理由を附してゐる。而して此の理由は、日本側に取<sub>リ</sub>ては、頗る手痛きものであつたに相違あるまい。

斯くて八月六日に至りて、愈<sub>レ</sub>下田奉行から其の決答をハリスに與ふることとなつた。

決答を與ふ

八月六日信濃守、(井上) 出羽守(中村) 於<sub>二</sub>御用所、亞國官吏え及<sub>二</sub>對話一候。

一應挨拶畢

信濃守

一 其許出府之儀に付、取計方政府え伺置候處、出府之上、登城拜禮をも被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>。大統領より之書翰は、其節執政方受取候積、政府より差圖有<sub>レ</sub>之候間、此段申達候。尤大統領之書翰、持參之事に付、出府拜禮等

之禮式、使節之面目を以、御扱可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之之事に候。且右出府之儀は、新規之儀に付、旅中並<sub>レ</sub>在府中御取扱方、其外之手續等、巨細に談判治定致し不<sub>レ</sub>置候ては、雙方之差支相成候間、豫め个條を揚げ、夫々及<sub>レ</sub>談候。此れが公式に幕府側からの決答であつた。若し夫れ其の一切の手續等の談判は、必要なさを以て、省略することとなす。



### 第八章 日蘭追加條約締結

#### 【四四】 日蘭條約の批准と追加條約

ハリス和蘭條約案  
文請求

此際看過す可からざる一事は、和蘭との條約締結だ。此に就いてはハリスは頻りに其の案文の交付を、下田奉行に要めた。乃ち八月朔日(安政四年)通譯官ヒュースケンが、ハリス病氣に付、其の代理として、下田奉行と應接の際にも、今一事申上候様申付候(ハリスより)。右は官吏(ハリス)儀何事に不寄、下田御奉行御誠實之御取扱を希候儀に御座候。且此程和蘭人之評判記を一讀仕候處、先般同國人と長崎表において條約爲御取替相成、右條約も認載有之、右は先年彼理取極候神奈川條約第九個條之趣に據候得ば、蘭人え御許相成候廉は、早速亞人にも御許相成候て可然儀と存候。然るに今以御達も無之は如何之筋に御座候哉。一應相伺度候。

和蘭條約  
交換

と云ひ又た八月四日ハリスより老中に與へたる書翰中にも、神奈川條約第九條の最惠國條款に據り、和蘭條約の謄本の交付を要めてゐる。此れはハリスとしては、當然の要求である。

却説和蘭條約の本文は八月二十九日長崎に於て、其の批准書を交換した。

阿蘭國王之全權、於日本一阿蘭領事官ドングルキユルシヌスト、日本國長崎奉行荒尾石見守、川村對馬守、御目付永井玄蕃頭、淺野一學と、安政二年卯十月二月於長崎取替せし條約書、兩國政府承諾調印之書面、此度取替すもの也。

安政四年巳八月

水野 筑後守 花押  
 荒尾 石見守 花押  
 岩瀬 伊賀守 花押  
 松平 久之丞 花押



條約蘭文  
和譯

尙ほ和蘭文の和譯は左の如し。

我等メーストル・ヤン（敬語）ヘン德里ツキ・トングル・キユルシユス、御勘定奉行兼長崎奉行水野筑後守、長崎奉行荒尾石見守、御目付岩瀬伊賀守、松平久之丞相談て、千八百五十六年第一月三十日（安政二年卯十二月二十三日）和蘭國王日本大君雙方の全權、和蘭語日本語に取仕立、長崎に於て決著せし條約承諾之書面を取替んとす。此書面は、右條約第二十條の規定に循ひ、雙方委任之政府官人名判あり、右書面は吟味熟讀し、文體順序善良なりと諾せし後、取替の處置に及べり。  
爲ニ證據ニ我等此奉職規畫を章し、名判するもの也。  
於ニ長崎ニ千八百五十七年第十月十六日（安政四年丁巳八月二十九日）

イ・ハ・ト・ンクル・キユルシユス

追加條約  
調印

以上は唯だ批准交換と云ふ迄であつたが、今茲に特記す可きは、此れと同時に日本國和蘭國追加條約の調印である。此の條約は、從來日蘭貿易の慣行を一

調印理由

變し、其の第一條に於て、「長崎、箱館の兩港において、向後通商相許事」と規定せられたるものにして、乃ちハリスの安政改訂條約の先驅をなすものである。抑も何故に斯る追加條約の調印を此際に於て執行したる乎。それに就ては露國の布恬廷が重ねて長崎に來り、條約締結を迫り、若し和蘭側が猶豫するに於ては、或は互ひに犄角の勢もて、來り迫らんとする情勢であつたから、長崎に於ける當該官吏も、遂ひに上司の指令を俟つに違あらず、調印に及びたるものと察せらるゝ。

條約要領

最も條約本文は、前記の如く安政二年乙卯十月十六日に調印したるものにして、二十八個條より成り立ち、從來長崎に來り來れる和蘭船の取扱振、及び從來出島に拘禁同様の取扱振をなしたる和蘭人に對し、その待遇を一變したるものだ。此れは當時和蘭より海軍教師を聘し、又た和蘭に武器軍艦等を注文する等、和蘭人を利用する上に於ても、從前の待遇方を一變するの必要に迫りたるからであつた。（參照 日露英蘭條約締結篇 一〇二—一〇四）



【四五】日蘭追加條約締結の順序 (一)

締結事情

日蘭條約の締結に關する成行、及び條約に就ては、既記の通りだ。(參照 日露英蘭條約締結篇 一〇二—一〇四)然も其の追加條約を、批准と同時に、締結せねばならぬに至りし事情に就ては、更らに考察す可きものがある。此れには第一に英國、第二に露國との干係を記せねばならぬ。

英國との關係

英國との條約及び其の締結の様様に就ては、是亦た既記の通りだ。(參照 日露英蘭條約締結篇 六〇—七四)然るに此の條約や兩國の修交だけにて、未だ通商には及ばなかつた。されば英國側では、第二步として是非共日本と通商條約を締結せんと欲し、香港總督サー・ジョン・ポーリングに其命を傳へた。此れがポーリング來の聲が、日本の幕府官憲に聞え來れる所以である。

ポーリング來

彼は本來文士にして、外國語に通じ、英國政治家バルマーストン卿の知遇を受け、廣東領事から清國商務總長、香港知事に榮進し、香港及び附近司令長官、海軍指揮官を兼ね、日本、暹羅、支那、及び朝鮮に對し、英國女皇を代表し、一八五四年四月十三日より一八五九年五月五日まで在職した。彼は曾て英國に於て教育を受けたる暹羅王と文學上の舊交を奇貨として、一八五五年軍艦二隻を率ゐ、他日日本公使となつたサー・ハーリー・パークスと與に暹羅に至り、一八五五年四月十五日、遂ひに通商條約を締結した。(米國總領事ハリスも亦た、日本に來る以前、同様の仕事を成就した。)

ポーリング來の豫告

此れが爲めにポーリングは、頗る自信を生じ、日本と完全なる通商條約を締結す可く、安政三年六月、日本に赴く和蘭商船の香港に立寄るや、其の船長がアピュスに告げて曰く、予は近く長崎に赴き、日本と條約を締結せんと欲す。但だ支那と當面の用務あるが爲めに、出發は二個月後とならん。願くは此旨長崎奉行に傳言せられよと。斯くて和蘭船は安政三年七月八日長崎に入港し、其旨を和蘭商館長一當時既に領事と稱した一キユルチュスに告げ、同人より更らに之を長崎奉行に致した。而してキユルチュスは之を機會に、更らに和蘭條約の



甲比丹の條約締結手段

追加條約を締結す可く、其の手段を講じた。歐羅巴洲平和に相成、諸國一統交易益盛に相成候に付ては、交易筋の儀に付、追々外國より日本へ使節差越可申、御取用不ニ相成候様にては、兎角唐、和蘭にて相妨候様、外國筋に於て疑惑仕候ては、和蘭國は不レ及申、於ニ御國一も、御爲筋に不ニ相成候御誂物(當時軍艦、銃器の類を云ふ)等御用相勤候にも、甚以斟酌仕候趣、當時の模様にては、何れにも是非交易相開度、外國一統存込居候儀に付、厚御勘辨の上、御取用相成候様仕度旨、精々申上候様、政府より申付越候、尤舊來唐、和蘭は別段の儀に付、容易に外國筋へ交易御免不ニ相成一段は、於ニ政府一も難有奉存候得ども、近來の時勢不レ得ニ止事儀に付、可ニ相成一儀に御座候は、和蘭政府の吹擧を以、外國筋へ交易御免相成候得ば、一體平穩の場に至り、外國筋へ對し、和蘭國の面目にも相成、却て御用相勤候にも都合宜候に付、精々奉願候様申出候。

長崎奉行面會

斯くて七月二十日、キユルチヌスは、長崎奉行川村對馬守に面會を求め、對馬守は目付二人と與に面會したが、キユルチヌスは、更らに前意を敷衍し、日本が諸外國と互市貿易の已む可からざる所以を縷述し、更らに日蘭兩國市民直接の互市貿易の爲めに、從來の日蘭貿易方法を一變す可く、本國政府の訓令に基き、追加條約の締結をなした旨申し出でた。奉行等は聞取の上、七月二十二日附にて、其旨を幕府に上申し、且つキユルチヌスに向て、書面もて其の要件を申出づ可き旨を達したから、彼は七月二十三日附にて、和蘭領事官の資格もて、一書を提出した。此れは所謂「請ふ隗より始めよ」にて、各國と互市貿易をなすには、先づ和蘭から手始めとせよと云ふ意味である。

キユルチヌス書狀提出

重大なる條約附録調印

又此の翌日(ハリス出府許可の翌日)長崎に於て、長崎奉行と和蘭領事キユルチヌスとの間に、初



度條約附録の調印を了したり。是れ昨年七月二十三日、キウルチユスの提出したる一書に基づき、爾來談判を繼續しつゝありしものにて、長崎奉行水野筑後守、同荒尾石見守、御目付岩瀬伊賀守より之を幕府に報告する公信を觀るに、當時露西亞も再び長崎に來り、條約修正を迫りつゝあり。因て之を抑ふる一手段として、先づ和蘭陀と自由互市公許の程度を定めたるものなり。世人多くは安政五年六月の日米假定約を以て、日本が外國に自由互市を許したる嚆矢と爲すも、實際は此の附録に於て始めて之を許したるものなり。然るに何故に此の附録が朝廷と幕府との間の問題と成らずして、安政五年の日米條約が問題と成りしかといふに、其の理由は、安政四年八月に於ては、水戸侯と京都との提携未だ甚だ深からざりしと、和蘭陀條約附録に於ては、尙ほ互市場を長崎箱館に限りたるに、安政五年の日米假條約に於ては、六港を開きたる内に、京都に近き兵庫を含みたるを以て、危険を禁裏に及ぼす口實を與へたるに在るものなり。(開國大勢史)

【四六】 日蘭追加條約締結の順序 (二)

キウルチユス提出書狀

和蘭領事キウルチユスが、安政三年七月二十三日附にて、提出したる文書は、左の如し。(この文書は既に公武合體篇第七章三二、乃至三四に載せたれども、事件の發展經過を知る必要上重録す)

川村對馬守様  
永井玄蕃頭様  
岡部駿河守様

- 一 去年(安政二年)拙者より和蘭政府に呈し候告書に因に、可成程には、日本本政府并諸侯の需に應じ、命を下して、其調進の品を、日本え可送事を、一定いたし候。
- 一 乍去右需に應候事、和蘭政府に於て、至極掛念なき事不能候。
- 一 和蘭政府にては、速に時勢の變ずべきを前見して、其模様應じ、日本政府にて、其御趣意替、御評定相成度旨、度々實意を以御勸申上候。
- 一 右に付、隨一の儀は、日本國と、和親交易之條約取結度望あらん外國



緩優交易の要

と、都而緩優交易の免許に候。此れが本書の眼目だ。緩優交易とは、官府貿易でなく、内外市民相互の間に  
行はる、自由貿易を云ふ。

一 右様の緩優交易は、世界萬物自然之運旋にして、日本之閉鎖今に把握ありしも、最早相續すべからず。即今之急務と相成候。

日本鎖國の情態は、最早一日も保持す可からずと云ふ。  
一 交易航海する強國は、和親を旨として日本に右様の緩優(自由)交易取結候外、實以他事無之候。外國より緩優交易に付、此後逆も拒嫌あらば、幸

福之日本國、究て航海する世界數个所之強國、然も強國一同と、開戦に可及は、和蘭政府と見究む。

若し自由貿易を拒まば、世界強國の總てを相手として、戦争する覺悟あらねばならぬ。

日本閉鎖

一 和蘭國王は、既に他界に有之、前王(弘化年間、世界の大勢を説き、開國の必須を、日

交易拒絶の害

徹すべからず

和蘭國王の希望

本當局に忠告したる和蘭王) 日本の事に付、遺言有之。以來暫時も怠惰不致、一には日本國禍災之氣色あるを不斷保護せんと志願せり。然に當今變化の時勢に於ては、日本之閉鎖は徹べからざる期に至候。二ツには和蘭政府之神妙誠實之希望に任せ、是迄外國政府には、穩之扱有之事、虚事にあらざる様の證を、外國政府に爲レ知度志願に候。  
右希望と申は、外歐羅巴諸洲之國民を除き、和蘭國、日本國往古より之故を以、和蘭政府にて不斷恩恵に對ふ心を以て、日本をして、交易航海する國民一同の群中に強國たらしめんとするに候。  
要するに日本が世界の大勢に順應して、國際社會の一國として、其の仲間に入し、然も其中の強國たらんことを希望するは、和蘭前王の希望にして、今王も亦た其の遺志を紹ぐものであるとのこと。  
一 和蘭國王は、右希望之成就之事に付、不斷心を掛能在、且故王之遺跡を繼、存意を遂んと、少も怠惰不致義は、國王に於ても、其道を盡し候



儀に候

一 日本政府は國政を改、拔擢せんとすの故を以、其望の品を調達せしめられ候は、和蘭國王之諫告を不レ被レ捨事と思考致候。且政治正敷く、國民の望あらんものは、都て緩優交易免許あらん事、日本政府にて承諾可レ有レ之事と相考申候。

是れは船舶とか、銃器とか、其他の調達方を、和蘭に依頼するは、畢竟日本が和蘭國王の忠告を容れて、開國に向ふ所以であると認む。

一、若左も無レ之時は、軍艦、軍器等需に應じ候事に付、外政府えの外見、日本國之事に付ては、和蘭政府之國政廉直を不レ致して、速に日本を強國たらしめ、利益に拘り、日本交易他に譲らず、和蘭國に限り保握せんと相見え候。

若し萬一日本が依然、外國との交易を拒絶せば、和蘭は日本に軍艦、武器等を供給し、己れ一人日本との貿易を専らにせんとするものと、他の強國よりは、

諸外國の  
猜視

痛くもなき腹を探られ、和蘭に取りては、此程當惑の事はなかる可しとのことだ。此れは尤なる申分である。

### 【四七】 日蘭追加條約締結の順序 (三)

和蘭領事キ、ユルチユスの意見書は、尙ほ前に接してゐる。

所望至急  
の理由

一、右に反し、前王の遺命に依て、無餘儀、日本政府より貫通之證所望に候。

且其證今般至極急務の懇望と成しは、既日本之交易筋條約取結として、大貌利太尼、并イールランド女王の全權、近々長崎え渡來可レ致故に候。乃ち速に日本の開國の實を擧げんことを望む所以は、英國の全權が、方さに長崎に來らんとすれば也とのこと。是れは手早く云へば、速に和蘭と追加條



軍器調達に就き

外國民處置の事

約を締結し、先づ和蘭人に交通貿易の自由を與へよと云ふ意味だ。其の曲折は追々と左に掲ぐる通りだ。

- 一 和蘭政府猶又希望には、和蘭政府之、日本之爲、軍器其他之品、調達いたし候を、商家同様に引請候儀は希不申段は、御心得被下度候。
- 一 尤日本政府にて外國民を、其封内に至らしめ候儀免許有之、歐羅巴同様に處置有之候に付、御尤之儀は、和蘭政府に於て相考候。御改革の諫言、日本政府不申上候て不叶事と相考申候。其故は外國政府に於ては、一同、緩優(自由)交易之志願を遂候證を必見可申様に相見へ申候。

此の如く諸外國の形勢を陳べ來りて、更らに和蘭對日本との問題に説著し來つた。

- 一 年來和蘭政府之希望は、和蘭國民に、緩優交易免許之儀にて、出島商館は、只當座の所望と見請申候。

最惠國約款の事

- 一 拙者猶又勘考いたし候は、日本政府、當時御希望數多在し品も、追々には格別上品と申には無之、同様の品、外國民より御調被成候方、和蘭よりは、多分速にて、安價に相成申候。

一 魯西亞は日本之條約中第五條に、箱館并下田丈は、既にロシヤ人緩優交易之發端御取用相成候間、和蘭、亞米利加、貌利太亞國民之儀も、右場所に於て、同様交易申立出來可申儀に候。其故は右三個國、日本と取極之條約中に、免許之多き國民有之候て、同様の免許可有之旨、御立言規定有之候。

此れは所謂最惠國條款に就てのことである。

- 一 右の内には、品物取替之儀、政府に限り候事取極は無之、魯西亞人に、究之外に品を付可申候。
- 一 依之今改めて表通交易御免許有之、右條約中に無之租稅等御取極有之方可然候。



長崎一般開港の事

一 長崎港は、他之外國民は交易免許無之候  
 一 和蘭政府之希望は、日本政府に於て、實に御大切之忠告御賢察御取用有之、長崎におゐても和蘭人其他條約取結度望あらん外國民えは、緩優交易の免許有之度候

交易品に就き

一 日本にて代物として被相渡候品も乏敷、又多分之口物持渡候ても、日本左程御入用にも無之様御掛念可有之候得共、拙者勘考之次第申上候。都て緩優交易を開き候初發より、品物充分相整候國は、一個國も無之、交易は、只其事を商賣に委せ候得ば、練磨に因て、自然と代品を搜索し、生産相成候者に候。外國之商船代り物を得ずして、無益の往來仕心勞いたし候政府は無之候。

一 外國政府之希望は、日本政府にて、只交易免許に相成、免許之外國民、日本人と賣買之事に付、御禁制無之様致度儀に候。

一 右之外緩優交易前は、外國より持越候品物を、又外國え相渡候儀

眼目趣旨

も有之、假令ば和蘭商賣にて、ポートル（牛酪）コーヒイ等、日本え持渡可申、此二品、日本にては價無之候得共、魯西亞人、其他之國民、免許の港におゐて、ポートル、コーヒイ等乞請候折は、於日本も、右兩品、其外許多之品物を、直様價有之様可相成一候。

一 日本之商賣斯様之品物を賣買にいたし候ても利潤を得候様相成可申候。

如何にも老婆心切に、日本當局へ説示してゐる。惟ふに其の主旨の眼目は、世界各國が日本に、それぞれ來り廻るから、先づ和蘭と模範的の條約を結び、列國をしてそれに準由せしむるが、日本の爲めに利益であると云ふに歸著する。而して若し萬一然らざるに於ては、列國に對する一切の責任は、和蘭に歸し、和蘭が其の怨府とならんことを虞れた意は、紙表に歴々として明らかである。



【四八】日蘭追加條約締結の順序 (四)

キョルチユスの意見書は、尙ほ下に續いてゐる。

一 又日本滞在之外國商賈にも、外國の品物又は日本の品物にても、商賈可致見込に候。

仲介貿易

一 右様之商賈は、トールスタランシト (外國より持渡候物を、又外國へ渡商法之名) と相唱申候。日本政府にては、外國政府之判斷の上、品物出入に付、相當の租税を御取立相成候。振合を以、右トールスタランシトに付ても、相當の租税御取上に可相成儀に候。

右は日本に於て、外國移入品を、更らに外國へ輸出することは、猶ほ外國へ輸出入品に付、それそれ關稅を徵集するが如く、此れも同様徵集するを得可しと云ふこと。

一 又第一之食糧の輸出、假令ば米之如きは、期限之御定、御禁制有之に

信仰自由の事

本政府にて條約中に規定相成、且其外之品々、武器之如きも、政府之外、賣買不相成旨等、御定可有之候。

一 都て外國政府におゐて、日本滞在外國民、勝手に天主教 (此れば宗教即ち

一般基督教を云うたものであらう。和蘭は概して新教國なれば、舊教即ち天主教と、殊更らに限定す可き筈がない。) を修る事を希望いたし候。

一 日本人には、天主教 (基督教) を修候儀を、外國人希候儀は有之間敷相考申候。乍去今既に日本國、諸外國政府と和親取結、追年相増可申處、右に觸候儀有之哉に候。右は外國民信仰する事を侮蔑讐敵にせられ候事に候。

踏繪の事

此れは信教自由に就ての小言である、然も尤なる小言である。

一 右拙者見込申上候上は、古より仕來に依て、年々長崎に於て有之踏繪の儀に候。毎度異國人渡來の節、踏繪之義被申付、迷惑之由相聞候。以來勘辨有之候様致度候。



一 若日本政府、外國民之意に觸れ候規法御取止有之候は、外國政府におゐて、深く感激致候儀に相考申候。且右御取止相成候は、外國政府其外國民、永く日本え和親を旨として交り度候爲、別て都合宜敷御基に可有之期考仕候。

一 天主教(基督教)の儀は、條約中に御定相成候得ば子細無之、日本政府に於て、右教法危く被思召一候は、日本人に勸め候儀、如何様にも御防ぎ出來可申候。

一 日本之政府え、拙者之取持申上候。右天主教(基督教)實に日本之爲、危く候哉否、親しく其證據を御試可相成一儀に候。

以上は信教自由に付て、特に外人を拘束するの都合なる所以を説示したものだ。此の踏繪一件は、爾來屢ば外交上の問題となり、日本當局に於ても、少からざる迷惑を來した。

一 和蘭國と日本國との條約中に、長崎、下田、箱館港におゐて、和蘭の婦女、

居留の事

小兒等免許之段、別段書載無之候得共、和蘭政府之所存は、此事御差留と申儀は有之間敷、條約中に和蘭人と有之候得ば、婦女其外小兒も同様の儀に可有之、亞米利加、大貌利太尼亞、魯西亞政府も一同、其婦女、小兒等開港之場所え連渡候儀、免許如何に致疑惑一候儀に無之、既に亞米利加の婦女は、同所に滞在いたし能在候。

一 當年日本渡來之和蘭商船二艘の船頭共、日本え妻子召連度旨、咬啮吧政府え願出候得共、此節は其儀差留申候。右は御免許無之様心得候て之故には無之、只前廉和蘭領事官をして、條約之規定分明に爲致度心得に候。

慣例一變の希望

從來和蘭人の長崎に來るものは、男子のみが慣例となつてゐた。出島には所謂家族的な生活は、殆んど見出されなかつた。されば此の機會に於て、此の慣例を一變せんことは、其の希望であつた。



【四九】日蘭追加條約締結の順序 (五)

恒例歸帆申渡規則等の事

一 猶分て希望いたし候は、恒例歸帆申渡、并向後參府に付ての仕法、更に規則相立、猶長崎寺社、肆店、休息所等へ謝物、其外調物等之拂方之儀取極置度候。

和蘭人は、從來貿易専有の利を恣にする代價として、幕府の命令に對し、只管ら恭順を事とし、事毎に僕々爾たる態度に甘んじてゐた。されば彼理提督などが、長崎を忌避したのも、畢竟和蘭人同様の待遇を受くるを屑としなかつた爲めであつた。されば和蘭人彼自身等も、此の機會に於て、其の相當の人格を認められ、相當の待遇を得んことを期待したるは、當然の事と云はねばならぬ。

諸國人交際等の事

一 和蘭國政府之音信筋に付、希望の儀は、長崎入港の外國人、日本に確執無レ之ものには、於同所一勝手に相對交接いたし、其者共、出島和蘭商館

碇泊船制禁解除の事

一 此儀は相互に禮儀を盡し候規定に付、極て日本方にて、一度たり共、御差留有レ之間敷相察申候。此れは長崎に來れる諸外人と、和蘭人との交際を自由にし、彼等が隨意に出島に來り得る様にとの希望である。

一 一體拙者見聞之次第を以、見込申上候は、外國海軍船、當所におゐて、高鉾島裏手に爲碇入、尙端船を以て乗廻間敷環、種々些細の制禁を、其主役え御達相成候仕來は、最早永續致間敷候。斯る煩苛、些末の條規もて、他を取締るが如きことは、當時に於ては頗る時候後の事にして、施行す可きものではない。尤も此れは和蘭以外の船に就ての申分だ。

外船入港免許の事

一 船主或は海軍船之主役、以後右様之儀相守可申哉。實に疑敷存候。元來強國之人民、折節和蘭船之港内に繋居候を見、港外え其船を繋



列國の怨府となるを恐る

置候儀は、甚譽に戻候譯に有之候。依之實以御勘考相成候上は、向後外國の船、或は海軍船、和蘭船之通り、速に入港免許相成、指揮役に、端船を以て、乗廻候事坏は、無之、只禮を正し、和親等之事に付、諸事條約に規法相立候迄は、國法尊恭被致、夫迄之處、奉行所之無ニ免許して上陸爲致間敷旨、御願相成候様有之度候。

是れは和蘭人同様、船舶に就ては、自餘諸國の長崎來航者に向て、均霑せしめんとの主旨である。是れは何故に斯く和蘭領事から申立てたる乎と云へば、和蘭が列國の怨府とならんを虞れ、自から列國の先容をなして、列國をして和蘭の公平振りを認め、其の好意を知らしめんと心掛けたものであらう。

此書面の内に有之候廉々、御談判仕度今條相認、一同差出申候。右は和蘭國王大至權拙者并日本大君の全權と決談名判いたし、既に取極に相成居候條約之追加にいたし、不取敢此段御取掛相成候様仕度奉存候。

曆數千八百五十六年八月二十三日 (辰七月廿三日)

於日本和蘭領事館

どんくる。きゐるし。す

追加締結の必要開示

以上の長文は、要するに和蘭條約追加の必要を、日本當局者に知らしめんが爲めに提出したるものにして、其の提出の日附、安政三年七月廿三日は、日本と米國との間に締結せられたる神奈川條約を改訂す可く特派せられたる米國總領事ハリスの下田に來れると殆んど同時であつた。即ちハリスは七月十九日に下田に來港したから、其の相隔るは、僅かに四日間のみであつた。然もキウルチユスはハリスの下田入港を豫想したるよりも、寧ろ英國のポウリングの來崎を期待し、その以前に此の仕事了る可しとして、斯く取り急ぎ提出したるものであつた。

奉行等の追加締結

されば長崎奉行川村對馬守(修就) 目付永井玄蕃頭(尙志) 岡部駿河守(長常)等は、何れも其旨を閣老に報じ、追加條約締結の已む可からざるを陳述した。而して英船は安政三年の八月七日、九月十日、兩度長崎に來り、奉行と會談した



が、當時は別段さしたる要求も提出せず。而して肝腎の香港大守ボウリングは、支那に於ける長髮賊の亂の爲めに、遂ひに長崎に來るの違あらずして、他日エルジン卿の時に及んだ。されど英人の來崎の豫想は、日蘭追加條約の締結を促進せしむるに與りて力あつたことは、勿論であつた。

蘭人江戸拜禮並に家族居留の件覺書

別紙

- 一、阿蘭官長江府拜禮之作法は道中筋をはじめ、其地々々の掟等取調濟之上、談判可レ及事。
  - 一、日本開港之場所えは、其妻兒を携へ來るは障り無レ之事。
  - 一、日本通用之貨幣輸出之儀は、尙談判之事。
  - 一、長崎箱館兩港において、通商之仕法を定めしに付而は、向後條約取結ぶ國は、此度相極めし通、右兩港において、通商差支無レ之事。
  - 一、長崎會所收納之租税にて、諸仕拂方若引足ざる間は、輸入輸出荷物之内、尙同所にてても交易可レ致事。
- 安政四年己八月(二十九日)

水野筑後守花押  
 荒尾石見守花押  
 岩瀬伊賀守花押  
 (堀田正陸外國掛中書類)

【五〇】日蘭追加條約締結の順序 (六)

刺露西亞の

和蘭領事キユルチユスの意見が幕閣を刺戟したばかりでなく、更らに新たな事情が、追加條約の調印を促進した。それは安政四年の九月朔日附にて、長崎奉行及目付等の上申書が、能く其の事情を曲盡してゐる。  
 阿蘭陀條約附録爲ニ取替ニ之儀申上候書付

水野筑後守



荒尾石見守  
岩瀬伊賀守

阿蘭陀國條約附録爲ニ取替之儀、御下知相待能、在候處、此程魯西亞船再渡、品々不都合手戻り之次第も相出來、事情切迫、不レ得レ已之場合に推移り候に付、御下知以前には候得共、兼て申上置候趣も有レ之候間、恐縮之至には御座候得共、愈爲ニ取替之手續に談判仕候儀は、此間申上候通に御坐候。

和蘭先決の要

然ル處魯人品々申立之廉も有レ之、阿蘭陀之方決著仕置不レ申候ては、猶更魯人之押方も差支、其上兩國申合候哉に相察候事柄等も有レ之候に付、和蘭陀之方、最前之趣意にて、一日も速に爲ニ取替、一ト廉之根基を相固メ置申度、依て去月(八月)廿九日條約本書爲ニ取替之節、引續松平久之丞立合、條約附録漢文蘭文相添爲ニ取替申候。尤右附録書而下書、先達て進達仕置候後、猶又一同熟慮談判仕、阿蘭陀一國而已に拘り候。

キユルチの他

以上記する所により、斯く取り急ぎたる所以は、畢竟露西亞側の刺戟の爲めであつたことが判知る。即ち和蘭追加條約は、始めは英國の刺戟により、終りは露國の刺戟によるものにして、和蘭領事キユルチヌスの成功は、寧ろ他人の禪にて角力を取りたるものと云ふも、過言ではあるまい。

外國宗門禁止の事

將又外國宗門御國禁之儀、條約面々書載候は、先年下田并戸田村に於て布恬廷嚴敷不承知申立、其頃再應議論を盡し、承伏不仕候に付、川路左衛門尉始一同、中歸り仕り、委細之事柄申上、不レ得レ止右之儀は相除候程之儀にて、此度も同様最前より申募居候上は、逆も書面に書載候儀には至り兼、既に此儀に付、領事官(和蘭領事キユルチヌス)えも布恬廷より激論有レ之候由も相聞え、領事官よりも、猶又右は魯人而已ならず、何れ之國々



にても、決して承引仕間敷、然ル上は阿蘭陀條約面にのみ右之廉有レ之候  
 間、夫が爲、徒に外國之氣配を損じ候迄にて、却て御爲相成間敷、御除  
 相願候段、遮て申立候に付、一同勘辨評論を盡し、條約面には不  
 書載積相決候得共、和蘭之儀は、最初より踏繪停廢之廉に組合談判仕  
 候事に付、猶又再々應談論之上、右踏繪之書面え、一紙に外國宗門御禁制  
 之廉認入、以別紙一相達申候。

踏繪廢止

此處に別紙とあるは、八月廿九日附にて、  
 踏繪は向後相廢するといへ共、キリスト教法を傳へ、并キリスト宗門其他  
 外國宗門之書籍畫并像、日本へ輸入する儀は不ニ相成一事。  
 安政四年巳八月

水野 筑後守  
 荒尾 石見守  
 岩瀬 伊賀守

踏繪廢止の當然

の文書を云ふ。蓋し踏繪の一件は、基督教者たる外人に向て、之を強制するの  
 不道理不都合なるは、必らずしも布恬廷を俟つて而して後知る可きものではな  
 ず。此の一條には日本側でも必らず反省する所あつたに相違ない。  
 魯西亞之方は、昨今談判中に付、無滞爲ニ取替ニ相濟候はゞ、其段可ニ申上  
 候。依レ之領事官え相渡候條約附録並領事官より差出候蘭文寫和解  
 別紙類共相添、此段申上候。以上。  
 九月朔日

水野 筑後守  
 荒尾 石見守  
 岩瀬 伊賀守

此の如くして追加條約は、調印せられた。(安政四年八月二十九日) 然もそれが下田  
 奉行より米國領事ハリスへ、出府及び國書親呈の允可を申渡したる(八月六日)と  
 同月であつた。幕府も東西にかけ、中々多事であつた。



〔五一〕日蘭追加條約(一)

開國史上  
重大案件

安政四年八月二十九日、日蘭條約の批准交換と同時に調印せられたる日蘭追加條約は、其の内容に於ては、頗る重大なる干係を、日本の開國史に持つてゐる。正しき意味に於ての内外市民の互市貿易は、此の條約によりて、明らかに認められたるものだ。

波瀾を起  
さざりし  
理由

然るに此が大問題とならずして、次に來れる日米改訂條約が、全國の波瀾を捲き起したるは、何故であらう。それは元來日蘭の關係は、徳川氏初期からのことにて、何人も別段注意をなさなかつた爲めだ。而して其の内容が、主義に於て同一なるも、其の主義の適用に於て、改訂日米條約程に大袈裟でなかつたからだ。例せば日蘭の追加條約では、互市場は、長崎、箱館に限りたるも、日米の改訂條約では、全國で六港を開き、然も其内には、京畿の咽喉である兵庫を其一に加へたるが如きものがあつたからだ。

條約本文

されど如何に世人の注意を、左程までに惹かなかつたとは云へ、其の重要性を持つてゐることは、疑を容れない。仍て今茲に其の全文を掲載することとする。

條約附録

於ニ日本一和蘭領事官、ドンクル・キユルシユスと、日本國御勘定奉行兼長崎奉行水野筑後守、長崎奉行荒尾石見守、御目付岩瀬伊賀守と、長崎において定むる所の條約附録。

第一條

長崎箱館  
開港

一 長崎箱館の兩港において、向後通商相許候事。  
但箱館は、此取極双方調印之日より、十箇月之後相始へき事。  
此の一條が、追加條約中の眼目だ。此にて兩國市民は、隨意に兩所に於て、物品の賣買が出来ることとなつた。此れは實に和蘭側から云へば、一大勝利である。



噸稅

第二條

一 商船入津之節、積高一噸に付、(日本の六石四斗にあたる)銀五匁、百五拾噸以下は、一噸に付、銀壹匁宛之割合を以、入津當日より二日(日本の二十四時之内)に、船稅相納へし。尤軍船は、挽船水先等之入費差出し、船稅は不ニ差出に事。

但商船長崎へ船稅差出せし後、直に箱館へ廻る節は、二重に相納に不レ及間、長崎出帆之節、其譯荷物目錄へ認、加可レ渡、箱館に、船稅相納、長崎へ廻る節も、同様たるべし。併外國の港等へ立寄、切手外之品積越時は、荷物目錄改て差出、船稅を納へし。且引船或は荷物持運等の爲、日本的小船相雇節は、兼て渡置印鑑に引合、鑑札所持之もの雇入へき事。

第三條

一 難船の外は、商賣不致船にても、入港後二日を過る時は、定式の噸銀を可レ納事。

同上

但難船等にて、修復のため入帆致し、貿易せざる船にても、居合たる船へ積替又は陸揚げの荷物賣拂時は、定例の噸銀を可レ納事。

第四條

一 商船入津之節、船號噸數、船主、荷主名前書付、積荷惣目錄、長崎にては、二日(日本の二十四時)の内、出島滞在之和蘭長官より差出し、二日を過ぎ、積荷目錄不ニ差出之時は、二十四條之通、過料差出すべし。箱館にては、一日(日本の十二時)之内に、船主より奉行所へ差出すべき事。

但長崎にては、積荷惣目錄等不ニ差出以前にても、出島水門へ持運のため、晝の内に限り荷卸差支無レ之、箱館にては、目錄差出せし後、其筋の日本役人立會之上、荷卸致すべし。尤長崎にても出入之荷物、改場所等取建る上は、猶談判を遂、仕法可ニ取極一事。以上は概して、噸稅に關する規定である。

入津届出書類



【五二】日蘭追加條約(二)

左の條項は、亦た頗る從來の日蘭貿易の干係を一變したるものとして認む可きだ。

第五條

貿易制限  
撤廢

一 船數並商賣銀高とも、其限を立る事なし。併持渡の貨物日本人好に不應歟、或は代り品等差支る時は、交易を遂げざる儀も可有之事。但持渡の品物買取置、代り品差支る節は、會所有合之外國金銀錢にて、仕拂致す儀も可有之事。此の如くして長崎、箱館に來る船舶の數も、又た貿易金高の制限も、一切撤廢することとなつた。此れは實に日本と和蘭との間に於ける從來の慣例を破りたるものにして一大躍進と云はねばならぬ。

第六條

差出金

一 商船持渡の品、入札拂、并相對拂之分とも、荷物惣代銀之内より三割五歩差出すべし。尤會所にて直組買上げの品は、此限りにあらざる事。但輸入輸出の荷物、其外貨物轉輸(外國より買入品を、外の國へ賣出すをいふ)の租稅等、双方談判之上、追て取極る迄は、本文之振合を以可ニ取計一事。

第七條

商品入札

一 商船持渡の品、荷物見分け之上、會所にて商人共に入札爲致、荷物代料は、落札商人より會所爲納、同所に預り置とも、又は落札商人より代り品にて請取とも差支なき事。但會所にて取扱ふ分は、若拂代銀并代り品等滯るもの有之共、同所にて償ひ、阿蘭陀人に損失懸間敷。萬一相對にて取計、損失相立とも、會所にて差構ず、且本文商人之儀は、望次第入札爲致、人數之極りなき事。

第八條

第八章 五二 日蘭追加條約(二)



不時入札

一 商船持渡る諸貨物之内、賣残之分、又は遣用等の内、不時入札拂申立  
る節は、其都度、前箇條同様取扱、且出島にて商人え相對拂いたず義差  
支無といへども、右品物代料は、正銀にて會所へ爲納へし。商人より代り品  
にて仕拂の儀は、不ニ相成一事。

但出島にて、商人え賣渡せし荷物代銀、并品書等、阿蘭官長より書面  
差出次第引合、其代銀會所え皆納爲致、其段會所役人より證書を達る上に  
て、荷物渡すへき事。

第九條

一 出島賣込人之外、諸商人え品物注文、又は買入れ方のため、出島にて直  
組談判等致す義、差支なき事。  
但箱館にても、本文直組談判等之場所可ニ取極置一事。

第十條

一 相對拂之品物請込たる商人より、拂代銀會所え不ニ差出以前に、阿蘭

出島値組  
談判許可

損害賠償

人若荷物を渡し、又は注文品買入れ品等之義に付、故障出來、或は品物取隠  
し、持逃等致すもの有之ば、成丈吟味可及といへども、會所にて價の沙汰に  
不及、且荷物請取渡濟之上は、其品精粗或は斤量丈尺等之義に付、訴訟不  
相叶一事。

第十一條

一 日本商人より阿蘭人買受る諸品、兼て會所より渡置銀札を以仕拂時は、  
同所預り銀之内にて勘定いたし、右商人えは、日本通用銀に引替遣し、且館  
内其外諸雜用、又は挽船賃銀等の儀も、預り銀之内にて勘定可ニ相立一事。

第十二條

一 阿蘭人洋金銀錢を以、諸貨物買入る儀、差支無之、且日本にて洋金銀錢  
望ある時は、交易銀高之内割合を立て請取儀、談判次第たるべし。尤商人  
えは直に不ニ相渡一會所にて取扱べき事。  
但金銀錢は、一ギョルデンに付、日本銀に直し、六匁貳分五厘之相場を以、

洋金銀拂  
方

銀札拂方



仕拂べき事。

第十三條

軍用品の

一 軍用品は、奉行所買上之外、商人え賣渡方不ニ相成一事。

但此後持渡品之内、時宜に寄商人え賣渡方差留る品有レ之節は、双方之役人公平に談判治定可レ致事。

是れは當然の制限である。然も幕府の末期となりては、武器は愚ろか、軍艦などの大物さへも、勝手次第に、私商が行はれ、從て幕府を顛覆する要具は、悉く諸藩が随意に之を外國若しくは外商から輸入し、購買することとなつた。

【五三】日蘭追加條約 (三)

第十四條

阿片禁止

一 阿片は日本國禁に付、日本人え一切相渡間敷事。

是れは云ふ迄もなく、支那の前例に鑑み、日本當局に於ても、斯く規定したるものであらう。

第十五條

金銀輸出禁止

一 金銀

右は阿蘭人買入候義不ニ相成一、尤諸雜具之色繪、并細工物等に用たる分は、別段たるべし。此外にも停止可レ致品は、双方公平に談判相定べき事。

但日本通用貨幣は、輸出不ニ相成一事。

第十六條

商人輸出禁止品

- 一 米、大麥、小麥、大豆、小豆。
- 一 石炭。

第八章 五三 日蘭追加條約 (三)



美濃紙并半紙。

書籍并地圖類。

銅器類。

右は會所取引之外、商人より賣渡不相成、尤市中にて見當り、又は賣込人より常用丈け買入る分は、差支なしといへども、若法度之書籍圖面等有之節は、差留べき事。

第十七條

銅。

刀劍類同斷附屬之小道具類。

甲冑并弓鐵馬具其他之武器類。

大和錦。

右は商人より賣渡方不相成、尤日本政府より誂もの代料之内え割合、其時々談判之上、時相場を以、相渡儀も可有之、且右同斷之振合にて可

同上

然口は、尙其時に臨み、双方公平に談判相定むべき事。以上は輸出禁制品目だ。然も其の絶對禁止でないことは條件付にて、それ〴〵除外例の設けあるを以て知る可し。

第十八條

一 日本人より賣渡す品、何品に限らず、日本相場を以相渡すべき事。但年之凶、荒に寄、食料、並蠟紙類、一時渡方差留る儀も可有之事。

第十九條

一 商船渡來中、船切手、長崎にては、阿蘭官長預り置、箱館にては、奉行所え差出爲置、且長崎箱館之兩港とも、抜荷取締のため、晝夜とも見守船差出へし。尤船數多少は、其時之都合に寄、定めなしといへども、阿蘭人より入費差出に不レ及事。

是れは密貿易取締に關することにて、從來所謂の拔荷なるものは、長崎に於て最も行はれ勝であつた。平賀源内なども、此の方面では活躍したる事實があつ

輸出方値

抜荷取締



た。されば此際斯る規定を設くるも、決して無用ではなかつた。

第二十條

一 商船持渡候荷物、揚場迄持運之ため、日本の小船相對にて雇入る節、右船中にて、若紛失品其外故障筋出来せば、可成丈吟味に及ぶといへども、會所にて不償事。

第二十一條

一 商船入津之節、積荷高相違之書付差出候におゐては、阿蘭官長にて引受取扱、船主より過料として、洋銀五百枚會所へ差出へき事。

第二十二條

一 箱館著船之上、一日(同上)之内に、積荷物目録差出さざれば、船主より過料として、一日相延る毎に、洋銀五拾枚宛、會所へ相納、尤貳百枚を限りとすべし。若自儘に荷卸し等致すもの有之におゐては、其荷物取上る上、船主より過料として、洋銀五百枚可相納事。

荷揚船の

積荷目録  
取締

積荷目録  
提出の事

積荷移載  
の禁

第二十三條

一 阿蘭商船之積荷物、自國他國之差別なく、港内におゐて、外船え運び移す儀不相成、若無餘儀一事情あらば、前以其段阿蘭官長又は船主より申立、品書差出、日本役人立會改之上にて、取計へし。萬一勝手に移替るものあらば、其荷物會所へ可取上事。  
以上の制裁を見れば、此の條約は決して片務的ではないことが判知る。何れかと云へば、日本側の談判委員は、決して唯々諾々の人形ではなかつたことが判知る。

【五四】 日蘭追加條約 (四)

第二十四條

第八章 五四 日蘭追加條約 (四)



密貿易者處罪方

一 開たる港におゐて、萬一拔荷密賣買等いたすにおゐては、日本人は日本國法を以てし、阿蘭人は、其荷物不殘會所取上ぐべし。尤約に背き、外海岸へ船を寄せ、密賣買いたすものは、船荷物とも取上べし。右は阿蘭官長にて引受取計、聊以故障申立間敷事。

第二十五條

日本人入船禁止

一 奉行所の達しなくして、日本人船中に差置間敷、若私に相越ものあらば、召捕、日本役人え引渡へき事。

以上は密貿易の取締と、私に蘭船を訪ふ日本人の取締とに關する規定だ。日本人の訪問も、固より主として密貿易に關するものであらう。然も密貿易の一件は、和蘭貿易には殆んど附屬物として、從來からの慣行があつた。されば其の取締法に就て、嚴重なる罰則を設けたのも、決して不思議はない。

第二十六條

一 商船向々え之仕拂方不濟内は、阿蘭官長にて出帆させざる事。

出島表門出入品取締

但箱館にては、阿蘭人買調たる品物之代り品、又は代料納濟以前に、買請荷物不殘船積致す儀不ニ相成一事。

第二十七條

一 出島表門出入之品物、奉行所之許しなき歟、又は出入斷書付と相違あるにおゐては、其品不殘會所へ取上へき事。

第二十八條

一 商館出入之ものえ、阿蘭人より自用之品相贈る節、阿蘭官長の印紙なくして、門外に出さざる事。

第二十九條

一 日本と條約取結たる國々の船渡來之節、船中并出島にて、阿蘭人之往來交會差支なしといへども、入津之上、檢使乗組相糺し、何國の船たるを達する迄は、通路致す間敷事。

第三十條

蘭人往來と外人の事

蘭人物品の寄贈の事



人家立入  
禁止

近世日本國民史

二五二

一 寺社の外は、臺場諸役所、并かこひ又は門ある處、其外家屋内えは、招きにあらずして立入ざる事。  
但滞在之阿蘭官長差懸たる用事ある時、奉行所にいたるは此限りにあらずる事。

第三十一條

當用品拂

一 寺社市店休息所に至りし時、謝誼並市店にて求る當用の品代銀、又は渡船場の賃錢は、日本銀札を以拂へき事。

第三十二條

遊歩地規

一 遊歩の地、長崎にては、圖面を以て、其境を定む。箱館にては、五里を以限りとす。若誤りて是を越る時は、其地之者制止次第、速に立戻るべし。萬一制止を用ざる者は、身分の高下に拘らず取押へ、阿蘭官長へ引渡すべき事。

第三十三條

宗法自由

一 阿蘭人其館内并定たる埋葬所におゐて、其國の宗法を修するには、障りなき事。

此處には堂々と其の信教の自由を保障してゐる。此れは事實是迄も其通りであつたらうが、然も條約の上に於て、斯く規定したのは、大なる進歩と云はねばならぬ。

第三十四條

國書進呈

一 阿蘭政府より日本政府へ書翰差越節は、詰合之阿蘭官長又は渡來之船將より、長崎奉行え差出、奉行居合さる節は、詰合之高官代りて取計。  
右返翰有レ之節も同様たるべし。尤阿蘭國王より若書翰差贈る事あるとも、右之通取扱へき事。

第三十五條

日本學問  
習得の事

一 阿蘭人日本語又は日本之諸技學度もの有レ之時は、阿蘭官長より其段申立次第、奉行所にて人物を撰み、晝の内に限り、館内え差遣へき事。



外人闘争

第三十六條 渡來せし外國人之内、萬一闘争等之事あるとも、日本人關係致さざる事。

日蘭人闘争處罰方

第三十七條

一 阿蘭日本双方之民人、口論訴訟等は勿論、萬一打擲、傷害等におよび、又は盜賊火付等之事あらば、双方之役人取計、聊以兩國懇篤之交りに障りあるべからざる事。

第三十八條

次官職務

一 商賣筋は勿論、諸取扱向とも、阿蘭官長居合せざる時は、其次官の者引請取計べき事。

第三十九條

最惠約款

一 外國政府と取極る規格は、阿蘭人えも同様差免すべし。尤其地くの法度に從ふべき事。

此れは所謂最惠國條款にて、利益均霑のことである。

慣行規定

第四十條

一 條約中之儀は勿論、此書面に改め載せざる事は、都て舊制に循ふべし。箱館湊之儀も、凡此書面條々之振合に准じ取計、此後若已むを得ず増減する廉もあらば、双方熟談之上取極べき事。

右は條約追加として、互に名判致し、聊違變致間敷、尤從今十二个月の内に、本書取替すべきもの也。

安政四年丁巳八月廿九日

水野筑後守花押  
荒尾石見守花押  
岩瀬伊賀守花押

舊習一變

以上によりて如何に此の追加條約が、日蘭間に於ける從來の舊習を一變したるかを知る可きであらう。然も日蘭間の條約は、最惠國條款によりて、延いて日米に及び、而して日米間の條約は、更らに延いて他の列國に及ぶ可きは當然で



あり、又た必然である。所謂一たび堤防を決すれば、水勢滔々として、底止する所を知らざらんとするは固より之を豫知するに難くあるまい。

條約添書寫

阿蘭日本高官双方談判之上治定せし條約添書

第一條

一 向後本方商賣相止、政府雜物代料之外銅渡方不レ致ニ付、條約第二十六條献上、并八朔進物等之廉相止る事。

第二條

一 條約第六條第八條第九條并第二十四條之規則相止る間、向後直様是迄之繋り場え錠卸し致すベキ事。

右は於ニ日本ニ阿蘭領事官トシクル、キユルシユス、日本國御勘定奉行兼長崎奉行水野筑後守、長崎奉行荒尾石見守、御目付岩瀬伊賀守と於ニ長崎ニ同様之書面調印いたし取替すもの也。

安政四年巳八月

水野筑後守花押  
荒尾石見守花押

岩瀬伊賀守花押

〔堀田正陸外國掛中書類〕



### 第九章 日露條約追加締結

#### 【五五】 日露條約追加談判 (一)

對外益多事

幕府は中々多事だ。ハリスは下田に一個年餘も滞在して、居催促をする。和蘭領事キョルチヌスは、長崎にありて、半ばお爲めごかしもて、頻りに日蘭間の歴史的關係を、此の機會に一變せんと企てゝゐる。而して露國の布恬廷も亦た日露條約の審定を期す可く、長崎にやつて來て、頻りに其の談判を促がしてゐる。されば幕府の當局者―長崎奉行及目付―が、上司の指令をも俟たず、日蘭條約追加に調印するに至つたのも、露國との談判を豫想した爲めであつた。一は萬一にも露蘭合縱の力もて、我に當らんことを慮り、寧ろ速かに日蘭條約追加もて、先例を作り、露國をして之に準由せしめんが爲めであつたことは、既記の通りだ。〔參照 五〇〕

布恬廷重來の模様

却説布恬廷の重ねて長崎に來航したる模様は、左記に徴して之を知るに難くあるまい。これは八月二十七日附、長崎奉行及目付の上申書だ。  
魯西亞布恬廷致ニ再渡一候に付、應接之義申上候書付

官吏應接

當月十三日早便を以申上候、魯西亞布恬廷、商法筋に付、廿日程相立候は、船將差越可申旨申置、出帆致し候處、同月廿四日、猶又同人致ニ再渡一奉行え面會致し度旨申立候に付、翌廿五日、立山御役所へ呼出、松平久之丞立合、私共並支配向とも一同出席、應接仕候處、先達て約束之通、今日廿日目に相成候間、則致ニ渡來、尤右之趣を本國政府へ申遣置候儀故、早速談判仕度旨申立候に付、いまだ江戸表より御下知無之、右談判にて渡來之儀に候は、暫く滞留可致旨申談

水野筑後守  
荒尾石見守  
岩瀬伊賀守



布恬延能

候處、此度とても長々逗留致し候儀は難ニ相成、早々談判取懸り度旨申立、右は最初渡來之節伺置候趣も有之、暫時滞留も致し候はゞ、其内にハ右否も可ニ相分一候間、何と歟談判之致し方可有之旨申談候得共、何分滞留は難ニ相成一由に付、當月下旬に船將可ニ差越一積相約候儀之處、此度布恬廷再渡致し候期に至り、猶又御下知無レ之趣を以差延し置候はゞ、疑惑も可レ生哉、毎事羅立候は夷情之常に候得共、別て性急之布恬廷故、迎も御下知濟迄徒に爲ニ控居一候譯に至り兼、若御下知到來以前渡來仕、申立之次第に寄候ては、私共限治定之書面相渡候積、先達て申上置候趣も有之、何分事情不レ得レ止場合に付、追々談判可レ致旨、一應申談候處最早阿蘭陀は御取極に相成候儀に可有之、素より外國々同様に候得ば、宜敷譯にて、凡和蘭之振合に准じ候はゞ、早速取極も出來候筈に有之、逸々書面杯にて談判致し居候ては、空しく日數相懸り、迷惑に付、漢語心得候ものをも召連候間、漢文にても、和蘭文にても宜敷、阿蘭

得下知を待

機宜の處

陀え御免相成候丈ケ、書面にて相違吳候様、強て申立候間、勘辨仕候處、此度布恬廷再渡に付ては、尙又和蘭甲比丹と頻に往來示し合等致し、品々差纏候儀も可有之と、先づ和蘭之方より取極候積を以、布恬廷えは、承知之趣及ニ挨拶一置、早速支配向出島え差遣、條約取結方之儀爲レ及ニ懸合一候處、最早内談等も仕候と相見へ、是迄納得致し居候内にも、俄に詞を變じ、彼是故障申立候廉も不レ少、種々心も動き候様子に被レ察候間、猶此上捨置候はゞ、彌御不都合可ニ相成一模様にて、何分御下知を見合居候場合には至り兼候間、兼て申上置候通り、和蘭之方より條約追加爲ニ取替、引續布恬廷え可レ及ニ談判一積評決仕候。

此れは長崎奉行としては、良とに機宜の取計と云はねばならぬ。其の和蘭の方を、手早く片付け、次に露國に當らんとしたるは、事の順序に於て、方々に然る可きものと云はねばならぬ。



程よく扱  
情ひ難き事

尤御下知不ニ相濟以前、右様談判取極候儀は、深く奉ニ恐入候儀には、御座候得共、前文申上候通、程能引しろい置候次第には至り難く、既に和蘭甲比丹談判濟之廉迄も、魯船渡來後は、品々苦情申立候程之儀、追々遅延相成候得ば、如何様差縫を生じ、是迄折角力を盡し、談判取極候眼目之條々をも、崩し候様推移り候ては、追々不都合之談判に相成、其折柄英船等渡來も候はば尙又不都合之次第に相成、御取戻も難ニ出來一場合に至り可申と、前後勘辨仕候得ば、何分にも治定之談判不及候ては難ニ相叶一事情に迫り、恐縮之至には候得共、詰り後來之御不爲筋には難レ換儀に付、前書之趣取計可申と奉レ存候。依レ之別紙應接書相添、先此段申上候、以上。

巳八月

右の上申書は、只だ尤の次第と云ふの外はあそまい。一日遅延すれば、一日だけ幕府側の不利となることは、當時の事情にては、正しく必然の情勢であ

つた。

【五六】 日露條約追加談判 (二)

談判原案

日露條約の追加は、數回の談判を経たが、其の談判の原因とも云ふ可きは、和蘭條約追加案であつた。云はゞ之を基準として、それに彼是と加除添刪をなしたるものだ。其の顛末に就ては、長崎奉行水野忠徳、及び目付岩瀬忠震等の書翰が能く之を語りてゐる。

長崎奉行  
書簡

次に掲ぐるは安政四年九月七日附にて、勘定奉行長崎奉行兼務水野筑後守(忠徳)から、勘定奉行川路左衛門尉、同土岐攝津守に與へたる書翰である。

布括延不  
承引

以二内狀一啓上仕候。逐日秋冷相増申候處、彌御壯健御起居珍重奉レ存候。然ば先便申上置候通、追々布括延え交易之條約及ニ談判一候



彼の勝手

處、更に不承引而已申立、阿蘭之振合何分承諾不仕、直様出帆可致趣、  
 等、例之通再三申立候に付、種々爲ニ申諭候得共、元來英語通辯更に不行  
 届、右意味得と相分り兼候様子にも被レ察候に付、蘭人を頼、通辯之儀も  
 申談候得共、まけおしみの様子にて、最初は不承知之處、彼におき候て  
 も、推察仕候哉、遂に承伏、則甲比丹え申談、英佛語相辨候蘭  
 人差加通辯已來、大に双方も意味は相分り候得共、詰り彼が勝手を計り、條  
 條之内、種々改革申出候得共、何分當方にて、又不都合儀をば難承  
 届、殊に蘭と相約し候廉、魯にて相改候得ば、則蘭の方へも無益と罷  
 成、(此れば最惠回條款によりて、利益均霑の條項あるが爲めに)其上亞米利加を初、英夷  
 等之談判にも差響、跡々不都合之場所は、彼是申立、其節に除き或は改革  
 相成候ては、更に條約之證も無之、往々何等之御不都合に可至も難計  
 候に付、兎も角も蘭の振合を以、承伏爲仕度、平作(勘定組頭高橋平作 初謙  
 次郎(徳目付平山謙次郎) 亨次郎(長崎奉行支配吟味役水持亨次郎) 供々度々船元遣し、再

布恬延激

主意貫通

條約追加  
出來

實文認方

再談判爲仕候處、漸大抵承伏に及、蘭文にては相濟候處、又漢文  
 の方にて不承知申出、既に今朝も三人差遣、説得爲仕候處、大に激怒  
 を發し、爲ニ取替等も可ニ相止など、申立にも至り候處、種々譯柄繰返し  
 申諭候處、遂に意味相分候様子にて、得と相分り候由にて、アドミ  
 ラルは、無理計申すものと被レ思問敷様など、終には申出候趣にて、全  
 く主意貫通仕、一同大安心之上、則今日爲ニ取替候積、漸認方等出來、  
 夜に入候て、無滯爲ニ取替相濟申候。  
 此の如き曲折を経て、九月七日、漸く日露條約追加は出來せられた。則ちその  
 條約の基調には、日蘭條約追加を以てしたる次第だ。  
 先方漢文認候者甚拙く、誤字は勿論、更に認方も六个敷候得共、文義  
 は却て拙なりにはきと仕候。右主意におゐて、相違不仕廉は、其儘に  
 致し、不都合之廉は、爲ニ相改申候。尤書方いかにも拙さを恥候て、  
 當方へ相頼候に付、承届、名前は先方にて爲レ認申候。尤下書



和文

は先方にて認候事に御座候。  
 委細之儀は、右書類並申上書にて御承知可被下候。  
 和文之方も、蘭よりは個條を合せ、其筋々一條にて相分候様致度旨申立、  
 是は却て右之方分り安く候付、其意に隨ひ、前後を見合せ候付、個條は  
 減候得共、事柄は悉く相加はり、則蘭の條約通りに御座候。是又爲念申  
 上置候。右之通に治定相成、兩國同斷にて爲取替も相濟候。上は、此上英  
 夷罷越候共、承伏可仕は必定にて、亞墨之方も、蘭而已にては故障  
 可ニ申立も難計候得共、魯國承知之上は、大抵同様之振合にて相濟可申奉  
 存候。

奉行の手  
柄吹聴

此の如く和蘭條約追加を基調として、露西亞條約追加を締結したからには、英  
 國でも、米國でも、屹度之を基調とするに於て、彼等が異存を云ふ可き筈が  
 ない。

近々出府（ハリス下田より江戸へ）も妙ニ州付一候に付ては、御見合之御都合にも可

罷成一奉存候付、極急便を以差上申候。先便申上候通、御下  
 知已前取極候段は、幾重にも恐入候得共、蘭魯同様の振合にて、承服に  
 相成候は、先御安心之御一端哉と奉存候。尤平作初、謙次郎、  
 亨次郎骨折は、實々不容易事故、其段は宜被仰上置被下候様仕度  
 奉存候。

長崎奉行側では專斷にて締結したるは、恐縮ではあるが、然も露國を和蘭  
 並に承服せしめたは、聊か手柄として、斯く吹聴してゐる。

【五七】 日露條約追加談判 (三)

和蘭追加  
條約實施

一 蘭船一艘昨日入津、則商賣船に御座候。條約之通り、此度より相心得  
 候旨を以、今日甲比丹より噸銀差出申候。此節迄之儀は、會所向にて、



此上如何之模様にも可相成一哉。銀線等之處、心配之様子に見受候處、今日  
 噸銀差出し、直に脇荷法を以て、商賣出來候事故、大に安心、得意にも至  
 候哉に風聞承知仕候。何卒此上は、右振合を以、亞墨も爲御取替一相  
 濟、英夷も同斷に仕度奉存候。

此の如く早速和蘭條約追加の實施を見るに到りたるは、長崎奉行としては、頗  
 る快心の一事にして、やがて之を以て、米國にも及ぼし、英國にも及ぼしたし  
 と希望したのは、當然の事だ。而して露國は固より本書の主眼として認められ  
 たるところ、今更ら云ふ迄もない。

下田開市

一 下田港にても、直に開市之儀は、申上書にて御承知可被下候。當所限  
 り立派なる斷方仕候共、先年左衛門殿(川路聖謨)出張之節の如く、歸府  
 已前に亞墨之方にて相濟候様なる次第にも至候ては、いかにも御不都  
 合と可相成候ま、一同談判之上取計置候義、宜御含被仰上置一被  
 下候様仕度奉存候。

謝絶談判

これは尤のことだ。下田を、長崎箱館同様、互市場の一に加へんことは、布  
 恬廷から、緊しく談判せられたが、長崎奉行側では、既に和蘭條約追加にも、  
 下田だけは省きあるから、切に之を謝絶した。乃ち八月晦日露船に於て、勘定  
 組頭高橋平作、長崎奉行支配吟味役永持亨次郎等が、布恬廷と談判の際にも、  
 一 初个條(日蘭條約追加)に長崎箱館兩港にて、交易御開と有之、何故下田  
 は御省きに相成候哉。下田には米國官吏も罷越居、魯西亞も官吏を下田え差  
 越候儀に付、同所御開無之候ては差支、亞米利加とても承知仕間敷、  
 旁御開之方御國之爲にも可然、依之三港にて御初之積、認加申候。  
 と要求してゐる。而して九月三日の談判にも、此方では、  
 此程も申開置候通、下田港にて貿易只今直に開候と申事には、何分  
 參り兼候間、取調出來之上、彌同所を開候様相成候はば、外武港同  
 様にいたし候積、別紙に認差遣置可申候。和蘭も彼是申候得共、別  
 紙にて遣はし候。



布恬廷要

と申譯をしてゐる。然るに布恬廷は之に對して、更らに左の如き嚴重なる要求をしてゐる。

一 和蘭は素より下田を開不申候ても、差支無之、長崎箱館兩港にて承知いたし候儀に可有之候得共、魯西亞、亞米利加杯に至り候ては、實に差支申候。別て魯西亞には、諸方え之通便方等有之、肝要之港に有之候間、同所交易御開之積候はば、此節條約取結可申、外渡は強て之望無之候間、同所御開に不相成候はば、條約爲御取替一致し申間敷、元來本條約に三港御開相成居、今更御差支有之へき謂れ無之、既に下田箱館之内え官吏差置候積り之條約にて、本條約爲御取替之砌、官吏は何れへ差置可申哉と、御問合申候處、下田え差置候様御沙汰も有之、本國政府において其心得を以、コンシユル申付、コンシユルも同様相心得、支度罷在候程之儀、一體交易相開候には、官吏不罷在候ては、第一言語も通じ兼、商船は成丈け人數少なに乗組候故、蘭語漢語杯心得候もの爲乗

本書の主

組一候譯には難至、日本之勘定合等、可也吞込候造は、コンシユルに便り不申候ては差支、其上何様之行違をも生じ可申も難計、何れにも同所は御開之方、御國之御爲にも可然候。此の如く道理を盡したる申分に對し、漸く即今に互市場とすることだけ理りたる次第であれば、此れを直に米人に許すが如きあらば、露人に對して、甚だ相濟まざる次第であるから、氣を付けて貰ひたい。既に川路、筒井等が、長崎にて拒否せし一件を、彼理には承諾し、その爲め川路等は、大に布恬廷に向て面目を失したる前例もあれば、旁た其邊のことを注意して貰ひたいと云ふが、本書の主旨の一であらう。

布恬廷等への贈品

一 條約爲取替相濟候付、本條約之節、並亞墨利加之振合等に准じ、布恬廷初船將其外え當地在合之品物見繕、被下物取計、今日差遣申候、更にわすれ居、只今かた存出、俄に應接前より取懸候儀にて、何分今便に品書其外申上も間に合兼候間、いさゝか次便に申上候故、是又宜



被<sup>レ</sup>仰上<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候。尤<sup>モ</sup>甲比丹<sup>ヘ</sup>も同様取計<sup>可</sup>申<sup>奉</sup>存候。是<sup>ハ</sup>更に忘れ居<sup>ル</sup>魯人<sup>ニ</sup>て存出<sup>候</sup>儀、御一笑<sup>可</sup>被<sup>レ</sup>下候。如何<sup>カ</sup>に和蘭人<sup>ト</sup>露人<sup>ト</sup>の間に、差別<sup>ガ</sup>存<sup>シ</sup>ゐたるかは、之<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>も知る可<sup>キ</sup>であらう。

布恬廷遊  
女町に往  
來

明朝<sup>ハ</sup>安禪寺<sup>參詣</sup>より交易場<sup>ヲ</sup>先<sup>ツ</sup>差向<sup>キ</sup>、是迄<sup>ノ</sup>俵物藏<sup>ト</sup>取極<sup>候</sup>積故<sup>、</sup>同所<sup>見分</sup>、其上<sup>布恬廷</sup>初遊女町<sup>ヘ</sup>頻りに罷越<sup>候</sup>付、同所<sup>も</sup>巡見<sup>可</sup>積<sup>、</sup>早朝<sup>より</sup>出宅<sup>ニ</sup>付、立山集會<sup>中</sup>燈下相認<sup>、</sup>別<sup>テ</sup>亂略御免<sup>可</sup>被<sup>レ</sup>下候<sup>以上</sup>。

九月七日(安政四年)

筑後守

左衛門尉 様(川路)  
攝津守 様(土岐)  
向々折角時令御自愛專要奉<sup>レ</sup>存候。本文條約之儀も、一同打寄再三再四

評論熟考、先心残り無<sup>レ</sup>之取調候積<sup>ニ</sup>候得共、布恬廷出帆<sup>ヲ</sup>急<sup>候</sup>旨にて、頻りに差急<sup>、</sup>殊<sup>ニ</sup>品々混雜<sup>も</sup>仕居候故、萬一不行届之義<sup>等</sup>も候は、宜<sup>ク</sup>御含被<sup>ニ</sup>仰上置<sup>被</sup>下候様仕度奉<sup>レ</sup>存候<sup>以上</sup>。

此<sup>レ</sup>にて如何<sup>ニ</sup>に日露條約追加<sup>ノ</sup>談判<sup>ガ</sup>、出<sup>テ</sup>來<sup>リ</sup>たるかの概略<sup>ハ</sup>分明<sup>シ</sup>たであらう。

【五八】 岩瀬忠震の書翰 (一)

事情曲盡

尙<sup>ハ</sup>日露條約追加<sup>ニ</sup>就<sup>テ</sup>、談判進行等<sup>ノ</sup>模様<sup>ニ</sup>付<sup>キ</sup>、當時目付<sup>ト</sup>して長崎<sup>ニ</sup>出張<sup>シ</sup>たる岩瀬忠震<sup>ノ</sup>、江戸<sup>ニ</sup>に於<sup>ケ</sup>ける其<sup>ノ</sup>同僚<sup>ニ</sup>與<sup>ヘ</sup>たる書翰<sup>ハ</sup>、頗<sup>ル</sup>其<sup>ノ</sup>委曲<sup>ヲ</sup>を詳悉<sup>ス</sup>るに足<sup>ル</sup>ものがある。而<sup>シ</sup>て此書<sup>も</sup>右追加案<sup>決著</sup>の當日、即<sup>チ</sup>安政四年九月七日<sup>附</sup>である。



布恬廷苦  
情種々々

个條取縮

寸楮奉ニ拜啓一候。各様御清福奉ニ珍重一候。扱布恬庭再渡之義は、此程中申進候。通御座候。追々談判に及候處、布恬庭色々苦情申立、直に出帆又は明日出帆など、申出候。義數度之事に有レ之、一時は大に心配仕候。乍併先漸々談判も折合、蘭人の振合にて、別紙之通相整申候。大抵談じ相濟候ても、下田之个條は不二通一六個敷、再々應勘辨思慮を盡し、一同如ニ本文ニ評決仕候。實は三港御開に相成不申候ては、却て不都合之儀と奉存候得共、何分當節直にも切ればなれかね候間、先漸々此位之事に相成申候。其餘之个條は、和蘭と書面之順序は相違致し候得共、趣意は同様に有レ之候。

本條約之中之文段に見競へ、可省事は相省き、个條を取ちりめ仕立申候。今度魯西亞此通りに爲ニ取替一相濟候は、大に向後外國之貿易申出候。節之大根基出來、誠に大慶仕候。右に付ては、餘程決行六個敷事も有レ之、衆議區々に御座候處、此好機會に臨み、取失候ては、國家之大幸を見通し

岩瀬の思  
念

候次第に付、餘程激論を發し、漸々筑州をも説破、兩國共無レ滯爲ニ取替一相濟申候。

此の一段は如何に岩瀬其人の見識が、當時の儕流と掛け離れてゐたかの一斑を察するに足る。岩瀬は寧ろ露人の要求を、日本開國の方便として、飽迄も之を利用せんと試みたるものだ。一般の人士は、唯だ露人の要求に餘儀なくせられて、已むを得ず、條約追加を議定したのであつたが、岩瀬は我より進んで、之を日本が世界に向て開國するの基調たらしむ可く、其の根本案として、之を取扱ふてゐた。而して此れにて見れば長崎奉行水野筑後守の如きも、頗る遲疑逡巡したことが想ひやられる。

説得努力

伺濟已前之所は、恐入候得共、活物に臨み御爲を存ながら、只只定格にのみ相泥み候も、甚如何之事に付、今般は身命を抛、決斷をす、め申候。談判中此方にては識見異同も有レ之候處、先無レ恙折り合大安心、今日魯西亞相濟、實に向來の御都合は申迄も無レ之儀、眞に雀躍之至に御座候。



岩瀨の底意

此れにて見れば相手方を説得するよりも、仲間側の説得をする方が、寧ろより多く骨が折れたかと思はるゝ。然も岩瀨が此の出来榮を以て、雀躍したるは、決して單に此事に限りたることではない。更らに之を手初めとして、將來日本の開國進取の政策を躍進促歩せしめんとこの底意があつたからだ。記して此に到れば、幕府亦た決して一人の人材なしと云ふ可らずだ。

國君文通の項省略理由

一 國君より國君え文通之儀は、布恬庭亞墨利加を聞及居候様子に御座候。布恬庭申候には、國君の書は、使節國都え罷出相さゞげ、右之返答には、又其國より返書持參之使節を相立候。振合に付、其通りに無之候ては難ニ相成旨申張居、此方よりも色々不承知論詰仕候處、日本にても航海相始り、使節にても被遣候様に相成不申候ては、前文之次第に付、國君より國君え之書通は無之と申候に付、不用之事故、除き去り置申候。ハリスの目的は、人を射るには先づ馬を射よにて、江戸に出で將軍に謁見し、

布恬庭とハリスの

相違

當局責任者に向て、一大設法を試みんと企てであつたが、布恬庭は其程まで之の經綸はなく、寧ろ當面の問題さへ解決すれば、それにて先づ可なりとの見であつたらしい。或は又た米國をして一切の瀨踏みをなさしめ、己れは所謂最惠國條款によりて、其の利益に均霑せんことを期してゐたかも知れない。要するに彼にはハリス程の傳教師的野心の持合せは無かつたものと見受けられた。

【五九】 岩瀨忠震の書翰 (二)

布恬庭への贈物の

一 布恬庭今日 (安政四年九月七日) 呼出し、條約爲ニ取替ニ相濟候に付、一同申談、官府より之被下物、振合に取計、相應之品物差遣申候。右申上は、今便間に合兼候間、重て差上候。



布恬庭え

梨地蒔繪書棚

青貝細工西洋針さし箱

錦にとんす

梨地硯箱

奉書紙五狀

船將え

梨地蒔繪ほかい

士官其外え

蒔繪廣ふた

織もの一卷づゝ

談判の困

一 此度談判中、布恬庭の立腹、例の如く折々有之、此追加書面にて、布恬庭を談じつけ候は、甚六個敷事御賢察奉願候。右に付ては、平作(高橋)謙次(平山)亨次(永持)實々能骨折申候。實は一時迎も此位には落著

布恬庭の剛情

如何にも泣言のみ多き幕吏の言艸に、明るき、愉快なる文句だ。斯る調子もて外人に取つて掛らば、我に於て不覺の出で来る可き筈はあるまい。

一 今朝も爲取替前に臨み、掛合事有之、布恬庭え、謙(平山)亨(永持)等遣し候。右は昨夜に相成、布恬庭つまらぬ剛情申出候。最早條約は止め可申など申出候付、今朝兩人も大に困み、旅宿え參り、談じ方等色々相談致し、船え遣し候處、能々わかり、釋然と布恬庭の疑も解け、談じの廉々十分に相濟申候。全く言語文字之不通より右様之間違も有之義にて、決して剛情等申わけにも無之、不惡思ひ吳候様と申出候。布恬庭には珍



條約交換

近世日本國民史

二八〇

敷事に御座候。御一笑可被下候。猶跡より萬々可申上候。今日條約爲取替、夜五時(午後八時)過に相成、明日は町便差立候得共、早朝より順見之場所有之、明朝は文通も認兼候間、立山御役所にて一筆相認、大略御免可被下候、頓首。

九月七日(安政四年)

伊賀守(岩瀬忠震)

條約追加  
寫し差出

民部少輔(鶴殿長鏡)  
邦之輔(一色直温)  
玄蕃頭(永井尙志)  
半三郎(津田正路)  
二白、本文之儀、海防懸り之大目付衆へ、宣敷御演達可被下候。委細は申上之書而案にて、御承知可被下候。  
條約追加寫し漢文寫とも差上候。漢文譯之寫は、別段差上不申候間、御

岩瀬の努

噸銀收納

如何にも其通りであつたであらうと想はる。此回の成功には、長崎奉行水野忠徳の努力も勿論であつたが、其の事に臨んで果斷即決をなしたるは、全く目付たる岩瀬其人の氣象と手腕とであつたこと、察せらる。昨六日阿蘭陀商船一艘入津之處、最早條約済に付、直に噸銀相納申候。初て之儀に付、一寸申上候。領事館より差出候書面左之通、

追加條約第四個條之趣意によりて、

長崎御奉行様

於ニ出島二千八百五十七年第十一月廿三日(己九月六日也)和蘭商船ヘンリーツ



テエン・コルネリヤ（船名）船司ファン・サーメレン（人名）荷主スベレグレル（人名）噸數三百貳拾五噸にて、千八百五十七年第九月十六日（巳七月廿八日）咬啣吧出帆仕候。但積荷目録添

於ニ日本一和蘭領事官ドンクル、

津約所當  
初の成功

岩瀬外遊  
の希望

右之書面え、ドルラル百貳枚相添差出候。噸數貳百六拾ギユルデン、日本の壹貫六百貳拾五匁に御座候。條約濟間もなく、直に噸銀の取初大出来、最早兩國共爲ニ取替ニ相濟候間、當所御用手廻し次第發足可仕と奉存候。廿日頃迄には多分引拂候様可ニ相成一哉と存居候。此上は是非外國航海之儀相任じ、各國之得失等篇と偵探、吾邦の威權輝ニ天地一候基本を組立申度至願にて御座候。當時岩瀬は外情偵察の爲め、香港に赴くの議あり。幕府諸僚中賛否相半ばし、

岩瀬の抱  
負

遂ひに果さなかつた。然も此の書面の文意から察すれば、彼の志は單に鼻先の香港ばかりでなく、歐米諸國にも巡遊したい了見であつたものと思はる。彼をして此志を達せしめたらんには、其の効果は必らず見る可きものありしならんに、いと惜しき事であつた。天下何時か人材無からむ、要は只だ之を用ふるに用ひざるとにあるのみ。三白、魯西亞談判中、勝手に破談可致旨、挨拶に及可申存候。事兩度有之候位之譯、別冊の如く折り合候は、意外之仕合、追々國勢更張之時至り候。朕兆と、雀躍に奉存候。只々英將渡來無之は遺憾之極に御座候。英將の渡來なきは仕合と云はず、遺憾と云ふ。何等の意氣ぞ、何等の抱負ぞ。當時の幕吏などに、國勢更張などの文句を吐く者ありとは、唯だ其の文句ばかりとしてさへも、何となく心強く感ぜらるゝ。

咬啣吧香港へ使節派遣の議



香港一覽之儀に付申上候書付

林 大學頭

時勢適當の處置

長崎表おみて阿蘭領事官之談判におよび、道々貿易筋取調出來可申候得ども、國家不朽之貿易基本を定め候に、外國交際之實檢無之而は、事を不盡儀に付、實地研究之爲、岩瀬伊賀守在勤之支配向等召連、暫時香港邊迄被差遣候方にも可有之哉之旨、御尋之趣、愚案左に申上候。

一 外國貿易道々御拓相成候に付、蘭人之舌端を以相定候より、實地檢究之爲、唐國香港邊迄、其筋一覽之爲、蒸氣船大洋乗試を名として、御日付岩瀬伊賀守支配向之内召連相越候は、可然哉、御書取之趣、當今之時勢に於而は、至極御尤之儀と被存候。近來諸夷追々條約相濟、彼よりは、商船渡來歲を追而數艘に相成、是よりも商船さし出候義無之而は、眼前に必至と差支出來候は、必定之儀と被存候。乍去香港は、先年唐國英吉利鴉片一件大戦争有之、其後全く英夷之所領に相成、萬國之高船輻輳仕、貿易之姿は熟知可被致候得共、卒爾に日本船被差遣候は、是迄外國通航無之に付、大洋乗試之爲に渡來候儀を申聞候とも、英夷官吏共見受候而、如何相心得可申哉。左候連港内え入不申、遠望仕候而已に而は、被地え被遣候程之御益も有之の間敷、且は風浪之模様次第、無據船仕候義に至り可申候間、追々通航御拓可相成之趣を以、洋中乗試旁、先咬囉吧え被差遣、夫より香港え相廻り候方にも可有之、咬囉吧は元來阿蘭陀所領之地故、滯留之阿蘭領事官え、諸事承り合候て、香港え相廻り、英夷領事官え應接致し候へば、蘭地を先とし、英地を後とし、自然親誼之順序も可宜候。然共廣東英夷之戦争未息候は、香港は相廻り候地に而も、唐英之不和より、此節如何之光景に移り居候哉、難察知候に付、兎も角咬

先づ咬囉吧に行かむべし

先づ平山等派遣の職

囉吧を先と致し候方に可有之候。尤伊賀守は御役柄、殊に叙爵も被仰付候身分に付、直同人被差遣候は、餘り輕卒に過ぎ候哉に相聞可申候間、御徒日付平山謙二郎、長崎地役永持亭次郎兩人を主といたし、其外御日付支配御勘定方等之内に而人撰仕、召連、咬囉吧より香港え相廻り、道而伊賀守相越、日本船之荷合印持參候而、貿易之事及談判候旨申達置、其後に至り伊賀守被差遣候方と奉存候。尙又長崎滯留之阿蘭領事官え篤と談判を遂げ、御不都合無之候は、其段委敷申上候様、岩瀬伊賀守等え、一應被仰付候様仕度候。右は不容易之義に付、再三勘辨仕候處、何れも初度は御徒日付等被差遣、被地之者え談判仕候而、再度に御日付被差遣候方可然奉存候。夫に付而も、寛永以來無之儀に候得ば、一世之議論蜂起可仕候間、尙御評議を被爲盡候而、京都を始御三方、重き家柄之ものえ、前以御達無之候而は、近時之流風、兎角辯論を生じ候もの多く、可被及御迷惑候哉に奉存候。勿論唯今直に別番之通伊賀守え御達相成候は不可然奉存候。此段申上候。以上。

巳 九 月

〔堀田正陸外國掛申書類〕



【六〇】日露條約追加(一)

追加條約  
本文

既記の如く(參照 五五—五九)日露條約追加は、安政四年九月七日もて、長崎に於て調印せられた。それには邦文、和蘭文、漢文、及び和蘭文及び漢文の邦文に譯せられたるものがある。固より其の意味に於ては、相違ある可き筈はない。今ま邦文によりて記すれば、左の通りである。

條約追加

魯西亞國ゼネラル、アヂュタント、フィース、アドミラル、エフィミユス。ブーチャチンと日本國御勘定奉行兼長崎奉行水野筑後守、長崎奉行荒尾石見守、御目付岩瀬伊賀守と相定むる處の條約追加。

第一條

一 長崎箱館の兩港において、向後魯西亞人と日本人との貿易規定を取極むる事。

貿易規定  
取極

一 下田港は、場所十分ならざれば、先安政元年定むる處の規則に据置へき事。(參照 日露英蘭條約締結篇 三三—三五)

一 下田港にて、向後もし貿易を初むる歟、又は同所を廢し、代りの港を開く歟、右決定致す迄は、此度取極むる規定、右場所にては取用間敷事。

第二條

一 船數並商賣銀高とも、其限りを立る事なく、貿易筋之儀は、都て双方談判決定之上、取計ふべき事。

是れ所謂る緩優貿易の主旨を實行したるもの。乃ち入港の船にも、貿易の額にも、何等の制限を設定せざることだ。此れは日露條約追加同様にて、如何にも一大進歩である。

第三條

一 長崎箱館之兩港え、商船入津の節は、船號噸數荷主船主名前書付、積荷惣目錄、可成丈一日(日本の十二時)の内に、魯西亞官長より、奉行所え差

積荷目錄  
差出方



出、官長居合せざる場所は、其船主より奉行所へ差出すべし。尤差出方  
 二日(日本の二十四時)を過すべからず。右日限之内、積高一噸に付(日本の六石四斗  
 に當る)銀五匁宛(魯西亞銀四十二コヒキス)百五十噸以下之船は、一噸に付、銀壹  
 匁宛(魯西亞銀九コヒキス)の割合を以、船税相納むべき事。  
 一 商賣致さざる船にても、入港後二日を過ぎる時は、定式之噸銀を納むべ  
 き事。

一 難船等にて、修復の爲メ入帆致、貿易せざる船は、噸銀拂ふに不レ及。  
 併居合せたる船え、其積荷之内船移又は陸揚げするは、噸銀納濟之上、取計  
 ふべき事。

一 噸銀拂ひ濟之證書請取し後は、直に荷卸しすべき事。

第四條

一 積荷目録其外船員噸數等之書付類、商船入津後、二日(同上)之内に差出  
 さざれば、過料として一日相延る毎に、魯西亞銀六十六ルーブル半(洋銀五十

目録差出  
運送過料

ドルラル)差出し、尤一二百六十六ルーブル(洋銀二百ドルラル)を限りとすべし。  
 若自儘に荷卸等致す者有レ之においては、其荷物取上る上、過料として、魯西  
 亞銀六百六十五ルーブル(洋銀五百ドルラル)差出すべし。積荷高相違之書付差  
 出事あらば、過料として、船主より魯西亞銀六百六十五ルーブル(同上)差出  
 すべき事。

第五條

一 開きし港に至り、其所にて一應船税差出せし後、其船他の開港たる港え  
 廻るとも、會所より渡せし船税納濟之證書有レ之分は、二重に納るに及ばず。  
 併 外國之港え立寄、新規之荷物積入し船は、噸銀拂ふべき事。

第六條

一 引船或は荷物持運之ため、日本之小船を雇ふ節は、兼て渡し置印鑑に引  
 合せ、鑑札所持之もの雇入へし。右船并端船とも、惣て定め置場所に限り  
 上陸致すべき事。

日本小船  
雇入方



以上は概して日蘭條約追加と異文同旨である。

【六一】日露條約追加(二)

第七條

會所取次

一 魯西亞日本双方之商人賣買之品は、會所之取次を以、取引致し、同所にては、双方之商人え代り品渡すべきため、其代料受取置事。

第八條

會所支辨

一 持渡之日田物買取置、代り品差支る事あらば、會所有合の外國金銀錢にて、定相場を以、仕拂ふ儀も可有之事。

第九條

輸出入税規定

一 輸入輸出之租税、追て取極むる迄は、入札拂并相對拂の分とも、荷物惣代銀之内より、三割五分會所え差出すべき事。

一 會所にて買上の品は、代價の三割五分差出すに及ざる事。

此れにて輸出入税を規定した。

一 相對にて賣渡せし荷物代銀附并品書等、魯西亞官長又は船主より會所え差出すべき事。

一 荷見せ并賣拂之儀、魯西亞商人願次第取計ふべく、且買受商人人數の限りを立てざる事。

貿易商人無制限

此の如く貿易商人の數を限定せず、一切自由に任することとした。

第十條

會所入札拂

一 會所入札拂にて買受し商人、若代料并代り品滞る事あらば、會所にて償ひ、相對賣之代料は滞る共、會所にて不償、且商賣筋に付、故障ある時は、魯西亞官長および會所にて、吟味及ぶ可しといへども、荷物受取



渡濟之上は、双方より之訴訟不相叶一事。

第十一條

一 市店にて魯西亞人買取し品物代料は、會所より受取たる銀札を以仕拂ひ、その商人えは、日本通用銀に引替遺し可申、且挽船賃銀薪水食料等の諸入費も、右銀札を以仕拂ふべし。外國金銀錢にて仕拂ふ時は、會所に限り差出すべき事。

市店買取代料

第十二條

一 魯西亞人、洋金銀錢を以、諸貨物買入る儀差支無之、尤金銀之相場は、其量目性合相糺、日本通用之壹分金銀え夫々比較し、吹替費のため、右量目よりは、魯西亞人より六分丈の掛目を加へ相渡す可し。スパーンセマツト即ちヒラールマツト銀は、一枚に付二ギエルデン（二ギエルデンは、日本の銀六分五厘）五拾セント（一セントは、日本の銀六厘二毛五弗）即一ループル三十三コビークス（一ループルは、日本の銀十一分七分四厘八毛五弗に當る、百コビークスにて、一ループル

金銀相場

になる。の割合にて仕拂ひ、メキシカーンセマツト銀は、一枚に付、二ギエルデン五十五セント即一ループル三十五コビークスの割合を以仕拂ふべき事。所謂「吹替費のため、右量目よりは、魯西亞人より六分丈の掛目を加へ相渡すべし」との規定は、下田に於て、下田奉行井上清直等が、米國總領事ハリスと、屢ば折衝の餘、漸く妥協したるものと、同一の割合である。下田では此の問題が、五分、五分五厘、六分と頗る面倒であつたが、長崎では左迄のことは無かつたものと思はる。

一 秤、樹、尺度は、兩國役人立合改のうへ、開きたる港へ差置べき事。

第十三條

一 軍用之品は、奉行所買上の外商人え賣渡方不相成一事。此れは當時に於ては、幕府が尤も重要視したる一項であらう。されど何時の間にやら此れは行はれずなりて、外國の輸入品として、日本商人の専ら取扱ふ貨物の重なる一は、武器となつて來た。この武器の隨意輸入が、やがて幕府壞崩

武器



の原因たらざる迄も、其の動機となつて來た。

一 新規持渡品の内、時宜に寄、商人え賣渡方差留可然品ある時は、會所にて買取るべき事。

【六二】 日露條約追加 (三)

第十四條

阿片 一 日本政府阿片輸入之儀嚴禁たり。魯西亞政府に於て、阿片貿易の害あるために、これを嚴禁す。均しく國禁に有之上は、双方とも此掟を堅守るべき事。

阿片禁制は、當然の事。日蘭條約追加に於ても同様だ。  
第十五條

金銀輸出禁止

銅刀劍類

一 日本金銀并通用金銀とも輸出を禁ず。尤諸雜具の色繪并細工物等に用ひたる分は、此限にあらざる事。  
一 銅、刀劍類、附屬の小道具類、甲冑、并弓鐵、馬具、其他の武器類、大和錦は日本政府 誂物或は買入る、品もの代料之内え割合、奉行所より而已相渡すべき事。  
右は金銀輸出禁止、及び武器類其他の輸出取締規定である。

第十六條

穀類書籍

一 米、大麥、小麥、大豆、小豆、石炭、美濃紙、半紙、書籍、地圖、銅器類は、會所取引の外、商人より賣渡相ならず。尤常用丈商人又は市中にて買入る分は、差支なしといへども、若法度之書籍、圖面等有之節は、差留べき事。  
一 一年之凶荒に寄、食料之内、並蠟及び紙類一時渡し方差留る儀も可有之事。



以上は輸出品制限に關する規定だ。

第十七條

一 開きし港において、拔荷取締のため、商船近く見守船差出すべし。尤魯西亞人より、右入費差出すに及ばざる事。

此れは密貿易監視の件だ。

第十八條

一 拔荷取締のため、乗組のものは勿論、商賣荷物運送の場所にて、出入とも逐一改むべき事。

第十九條

一 運送之船において、若紛失品其外故障筋出來せば、可成丈吟味に及ぶとすへども、會所より償はざる事。

第二十條

一 魯西亞船、又は他國の船え、商賣荷物運び移す節は、其荷物の高、并

紛失品

荷物船移

同

拔荷取締

品物等、魯西亞官長または船主より奉行所え申立、日本役人立會の上にて、取計ふべき事。  
一 奉行所え申立なくして、勝手に荷物船移致すものあらば、其段魯西亞官長え達す可し。官長居合ざる場所は、奉行所にて察度及べし。若制止を用ひざる時は、其荷物取上べき事。

第二十一條

一 開きし港に於て、若拔荷密賣買等致すにおいては、其積荷を取上べき事。  
一 開かざる港え船を寄、拔荷密賣買等致すものあらば、船并に荷物共取上べし。尤何れも魯西亞官長引受取計ふべき事。

此れは密貿易に關する罰則である。

第二十二條

一 魯西亞船主又は乗組之者より、日本人え品物相贈る節は、右贈るものより、證書相添へべき事。

再び拔荷處分

日本人に品物寄贈



船切手預  
けの事

第二十三條

一 開きたる港内え商船滞在中は、船切手類都て魯西亞官長に預け置べし。官長居合ざる場所は、其地の奉行所へ差出置べき事。

一 向々え仕拂方不濟内は、其船出帆相成ざるため、右切手類官長或は奉行所より差戻さざる事。

此れは船切手に關する始末だ。

第二十四條

一 魯西亞人日本語、或は日本の諸技學び度もの有之時、魯西亞官長又は船主より、其段申立次第、奉行所にて、其人柄を擇み、差遣はすべき事。

第二十五條

一 魯西亞政府より、日本政府え書翰差越す節は、魯西亞官長其他の奉行え差出し、官長居合ざる場所にては、右書翰持越せしものより、其地之奉行え差出、奉行所にて取計ふべき事。

露國書翰  
差出方

露人日本  
語學習

一 書翰持越し船、其港に滞留する時は、右答書は、其港にて渡すべく、若其船退帆する時は、滞在之魯西亞官長え相渡し、同人より魯西亞國に差送るべき事。

第二十六條

一 西洋各國の者、其同盟の諸港にありて、敵國の者に出合といへども、戰爭せざる取極なれば、魯西亞國と外國と戰爭中、其敵國之もの日本港にあるとも、これと鬭爭等致さざるは勿論たるべき事。

右は中立國港内に於て、對敵行爲をせざることに就ての規定だ。此れは先年クリミヤ戰爭中、日本の諸港に於て、露艦對佛艦、若しくは英艦との經緯に徴して、此の規定の必須であることが判知る。

第二十七條

一 魯西亞人滞在、又は一時渡來のもの、其家眷を携來るとも差支無レ之事。家族携帶勝手次第と云ふことだ。

渡來露人  
家族

中立港規  
定



條約改訂の事

第二十八條

一 此後若條約中之儀、増減すべき緊要之事件あらば、兩國政府において、熟考すべき事。

右は條約追加として、互に名判致し、今より八ヶ月の後に至り、長崎に於て本書取替すべし。尤此規則は今日より取行ひ、聊違變致す間敷もの也。安政四年丁巳九月。

水野 筑後 守花押  
荒尾 石見 守花押  
岩瀬 伊賀 守花押

以上にて日露條約追加が、果して何物であるかど判知る。是れは決して片務的ではない。日本に於ても、苟も占む可きものは、相當の地歩を占めてゐる。何人も此の追加を見ては、我が當局者の苦心と、其の功勞とを認むるであらう。

第十章 幕府開國方策の決定

【六三】 水野岩瀬等の努力(一)

日本側の成功

何れの意味から云ふも、和蘭及び露西亞との條約追加は、日本側から見ても大出来であつた。これは當時幕府の當局者として、堀田正睦が老中首座にて、特に外務大臣の役目を賜め、下には幾多の能吏、賢材がゐた故であらう。然も此際特筆す可きは、實に目付岩瀬忠震の見識と手腕と努力とである。

蘭領事の追加條約の提出

吾人は此の場合に於て、少しく其の経緯を語らねばならぬ。抑も日蘭條約は、既記の如く(参照 日露英蘭條約締結篇 一〇二—一〇四)、安政二年十二月二十三日、長崎に於て長崎奉行荒尾石見守、川村對馬守、目付永井玄蕃頭、淺野一學等と、和蘭領事ドンクル・キュルチヌとの間に締結せられ、二年間以内に批准すべく約束せられた。然るに安政三年八月に至り、キュルチヌは、更らに副章



和蘭仲買の意見

尙ほキユルチユスは、安政三年十二月四日、日本と諸外國との間に介在して、和蘭が仲買たらんことを申し出した。此れは從來とても露國軍艦などが、和蘭商館を経由して、長崎に於て、其の必需品を求め得た先例もあるから、それを擴充して、一般の外人に及ぼさんとする積りであつた。而して此れと同時に和蘭軍艦を毎年長崎に入津せしめむとの希望を申し出した。之に就て當時の長崎奉行荒尾成允(石見守)は、

右副章之内、第七條より十三條迄は、肝要書中に申上候緩優交易(自由貿易)御許容の上、取極可申事柄に有之、其外之條々は、去冬爲ニ取替一候條約面を取廣げ可申趣意にて、不容易之廉々に付、いづれも、論破仕、緩優交易御差免し之有無、御下知御座候迄は、條約本文にて据置候積り

仲買に就き海防掛意見

水野岩瀬の長崎出張

と云ひ、和蘭商館が、仲買一件に就ては、此儀は仲買商法に付、外國之交易御差免も同様に相當し、追て外國交易被差免一候迄は、御便利之一方と存付候。

と云ひ、軍艦派遣に付ては、其儀は早々書面に致し、奉行え申立候様申答候。

との意味を具申した。此の具申書に付て、海防掛の意見は、副章爲ニ取替一は相止候様被ニ仰渡一候方に可有ニ御座一哉。左候は、仲買商法の儀は、一時便利之取計には可有レ之候得共、當時差支之筋も有レ之候間、追て可及ニ沙汰一候間、差向軍艦差渡にも不レ及旨、甲比丹え申渡、且條約副章之儀は、何様とも説得致し、爲ニ取替一は相止候様、長崎奉行え被ニ仰渡一可然奉存候。

との答申書を、安政四年四月附にて出してゐる。

然るに一方に於ては米國總領事ハリス頻りに彼理の締結したる神奈川條約の不



備を鳴らして、其の改訂を迫らんとするに際し、和蘭は勿論、英國も亦た我國に同様の目的もて、來り迫らんとするの風説頻りなるが爲めに、幕府は安政四年四月十五日勘定奉行水野忠徳に長崎奉行を兼任せしめ、目付岩瀬忠震と共に下田を經由して、長崎に特派した。

四月十五日 御座間

御勘定奉行

水野筑後守

長崎奉行兼帶

右於御前仰付之一

而して又た、

巳四月十五日堀田備中守殿御渡御書取

水野筑後守  
岩瀬伊賀守

談判公平  
を期す

水野岩瀬  
に期待す

長崎表へ爲御用一被遣候間、彼地へ罷越、荒尾石見守と申談、諸般御取締筋は勿論、貿易筋之儀十分に取調、歸府之上委細申候様可被致候。且又當地出立之節、下田表えも立寄御取締筋之儀、萬端下田奉行え申談候様可被致候事。

元來布恬廷の長崎に來りて、筒井、川路等が之に談判しつゝあるに際し、神奈川では彼理と林大學頭等との間に談判し、林等が餘りに交讓した爲め、折角川路等の骨折が無益と云ふ計りでなく、面目を失せしめたりとて、川路等には少からざる不平があつた。されば斯る先例もあつたから、幕府でも下田と長崎との談判が、其の調子を合せんことを希望し、特に水野、岩瀬等をして下田を経由せしめたものであらう。

蓋し兩人は當時の幕吏等中最も錚々たる者共にして、堀田閣老が彼等の特派したのも、必らず兩人には期待する所があつたと思はる。然も兩人の役目は其の場所に於ける處分、措置ではなく、専ら調査であつたことは、前記の書取



【六四】 水野岩瀨等の努力 (二)

水野岩瀨  
の社任

水野、岩瀨は上記の使命(参照 六三)を帯び、下田を経て、下田奉行と打合せ、長崎に赴任した。待ち構へたる和蘭領事官キユルチヌスは、之を機として、例の副章(参照 六三)を議定せんことを要めた。

岩瀨の進  
歩的意見

元來水野は頭が固く、硬骨ではあつたが、仕事に大事を取る方にて、先づ保守的傾向の漢であつたから、寧ろ之を拒否せんとする意見であつたが、之に反して岩瀨は有爲、活潑、頗る進取の氣象に饒み、夙に開國の已む可からざる所以を悟り、且つ世界の氣勢が日本に來り迫り、米國の如きは、既にハリスによりて、我が江戸政府に肉薄せんとする形勢なれば、寧ろ此際に我より進んで和蘭と通

談判原案  
作製

商條約を訂結し、之を標準として、日米條約の改訂に及ぼすに若かずとなし、百方水野を論破して、遂ひに之に同意せしむるに至つた次第は、彼の同僚に與へたる消息を見ても、之を察するに足るものがある。(参照 五八、五九)  
此に於て岩瀨は自から條約追加の文案を作成し、之を原案として、キユルチヌスと談判せんと欲し、安政四年七月廿一日附にて、先づ其の草案を水野忠徳の名によりて、江戸なる勘定奉行松平河内守、川路左衛門尉に送り、その認可を請ふこととした。此の原案作成に、如何に彼等が骨を折りたるかは、次の一文にて知られる。

原案作製  
の努力

下田奉行え御下知之次第、并交易港替等之儀、遮て申出候節、可及レ答旨趣等、御書取之御寫とも、爲ニ御心得ニ御廻し、且官吏(ハリス)より差出候亞國(合衆國)清朝其外とも條約并商税目録書共、備中守殿爲ニ心得ニ私共え御下ゲ之分共被レ遣之、打寄熟覽勘辨仕候處、交易等之御許容、いつ頃御達と申儀は、成丈ケ治定之答不レ及様被ニ仰渡之趣も候へ共、追々應接書之



各國との關係考慮

趣にて推考仕候得ば、右等も如何様可ニ申募一哉も難レ計、就ては當地之方、一刻も早く御取極メに相成候は、御都合も可レ宜、殊に先便も申進置候通、此節迄追々支配向出島え差遣、甲比丹（キウルチヌ）存念をも相尋候上、當方之都合等、得と申爲レ論候處、漸夫々承伏にも及候義にて、此機會に乘じ取極候得ば、規則筋等は、先御不都合之義無レ之、直に各國え之規則とも罷成候様、私共見込丈は行届可レ申哉に奉レ存候ま、尙又再々勘辨評議を盡し、五港章程、暹羅條約等之中、採用可レ致廉は、悉く取用ひ、亞魯英條約附錄等に加り居候廉にて、阿蘭へも差加可レ申件々、并甲比丹より兼て差出候條約附錄之内より採用可レ致分は、引拔キ差加へ、其他當地之取締筋、商法等之都合に關係致候義をも、夫々取纏メ、表狀一に申上候通、別紙規則書取極、右を以甲比丹え、彌商法御變革、箱館港にても、商賣御免之趣等申達、書面爲ニ取替一候方可レ然哉に奉レ存候ま、則伺書共進達仕候、いさむは右にて御承知可レ被レ下候。

布恬廷來航

此にて如何にして和蘭條約追加の草案が、岩瀬等の手にて作製せられたるかを知らる可きであらう。然るに豫て其來るを豫期したる英艦は來らずして、却て露國布恬廷は、安政四年八月四日長崎に來し、長崎奉行に會見を求めた。

奉行等の談判準備

此に於て水野、荒尾、岩瀬の三人は背ひ議して、寧ろ此際進んで和蘭條約追加と同様のものを以て、彼とも妥協す可し。是れ豫て外國貿易に就ては、露國は我より最惠國條款を得て居り、即ち苟も外國に貿易を許す場合には、露國にも同様たる可しとの一札を、筒井、川路より受取りあつゝあるからだ。されば彼等は此旨を江戸に上申して布恬廷の來訪を待つてゐたが、同人は至急支那に用務あればと、二十日の後艦長をして、來訪せしむ可しと約して去つた。而して八月二十四日に至るや、意外にも布恬廷自から復た長崎に來りて、奉行等と面會した。奉行等の腹は既に定つてゐたが、尙ほ江戸なる上司の指令を仰ぐ必要あつたから、其旨を布恬廷に告げたるも、同人は性急にして、四五日以内に、一切を解決したしとのことにて、その必要よりして、先づ其の基礎案たる和蘭條約追加

急速訓印の理由



をば、八月廿九日、江戸よりの指令を俟たずして調印し、而して更らに露國條約追加の調印をば、是亦た江戸の指令を俟たずして、九月七日に締結した。されば是等の條約追加案は、積極的に我より提出したるものを、討論潤色して、成立に至らしめたるものだ。誰れか幕府に人物無しと云ふ。

【六五】 内交と外交 (一)

對外施設  
間然なし

堀田正睦は、西には長崎に於て、水野忠徳、岩瀬忠震等をして、和蘭キユルチユスや、露國の布恬廷などと交渉せしめ、以て日蘭、日露の條約追加を調印するに至らしめ、東には下田に於て井上清直、中村時萬等をして、米國總領事ハリスと交渉せしめ、今やハリスも愈よ出府、將軍謁見、國書捧呈の段取まで進んで來た。此の如く對外施設に就ては、未だ多く間然する所を見なかつた。

對内策は  
陥あり

されど對内の政策に就ては、彼は到底阿部正弘程の圓滿なる手練もなければ、將た周到なる用意もなかつた。彼は不幸にして外交の要は、内交にあるの眞諦を理會してゐなかつた。假令若干それを理會したりとて、その通りに實行する程の腕前は是れ無かつた。

阿部遺策  
踏襲に能はず

彼は阿部正弘が、其の輪郭を定めたる通り、先づ水戸を纏め、薩摩を纏め、譜代、外様、及び旗本を纏め、江戸側の一切を纏め、更らに京都を纏め、而して茲に公武合體の局面を打出し來り、以て海外諸國との交渉を了せんとしたる政策を放擲したとは云はぬが、寧ろ目下の外交問題に忙殺せられて、それを實行するの餘裕が無かつた。

第一の失

第一の失策とも云ふ可きは、水戸齊昭を取り逃がしたことだ。水戸齊昭は固よりハリス出府には反對であつた。されば彼が此の場合に引退を請ふの切なるものあつたのは、彼としては當然であつた。されど若し堀田に阿部程の思ひやりと手練とがあつたならば、此の場合には何とか引き留むる手段が皆無とは云はれ



第二の失策

まい。然るに却て齊昭の辭職願ひを仕合せとして、その儘允可したるは、假令當時に於ては、餘儀なき次第であつたとは云へ、此れが他日に於て、大なる不幸を齎らす可き楔子の總てと云はぬが、其重なる一となつて來たのは、遺憾である。水戸齊昭の辭職聞届けが、安政四年七月廿三日の事。而して更らに第二の失策と云ふ可きは、九月十日、故參にして次席の老中たる牧野忠雅が罷められ、溜間格にて引退するや、九月十三日、松平忠固を擧げて之に代らしめ、次席老中、勝手掛りたらしめたることだ。忠固は信州上田の城主にして、姫路城主酒井雅樂頭忠實の子、出で、松平家を嗣ぎたるもの、曾て同僚松平乗全と相謀り、當時の老中首席阿部正弘及び水戸齊昭排斥の運動を起し、事成らずして罷免せられたるもの。此れは安政二年八月四日の事であつた。彼の罷免に付ては、水戸齊昭尤も有力なる主唱者にして、齊昭が此の問題に付て、阿部正弘を刺戟し、督勵したる文書は、能く之を語つてゐる。要するに齊昭と忠固とは、元來相ひ容れざるもの、今更ら忠固を起用するが如きは、齊昭

忠固起用の不利益

忠固の人物

をして、倍々幕府より遠ざからしむる所以にして、其他に何等の利益はなかつた。抑も松平忠固が如何なる人物であつた乎は、「昨夢紀事」の説く所、左の通りである。

九月十三日、松平伊賀守殿、再び加判の列に、仰付られたり。此侯は先年も閣老に坐せしが、先に記せし安政の初、松平和泉守殿と同時に、老職を罷められたるなり。元來姦詐にして僻見ある人にて、同列の方々を初、諸有司に至るまで、腹心を開きて打かたらひ給ふ人としては、一人として坐さずとなん。さるを福山侯(阿部正弘)失せ給ひて、天下の人心も静かならず、外寇の事も六ヶ敷のみ成行て、備中殿(堀田正睦)も心細く坐するにや、老職の事も心得られたる此人をとて擧られたるは、福山侯の備中殿を己が上坐に擧給ひし故、智を襲はれたるにて、其人を得られざりしは、備中殿の不明にぞ有ける。此れは洵とに適評であらう。



の分解作用  
の一動機

果然松平忠固の復職は、江戸側に於ける一種の分解作用を來す動機となつた。而して後には其の推薦者たる堀田正陸さへも、忠固の爲めに反噬せらるゝに至つた。

### 【六六】内交と外交(二)

開國史上  
の峠

抑もハリスの江戸出府は、我が近世開國史に於て、最も重大の事件の一であつた。若し彼理提督の浦賀灣闖入が、其の坂路の登口であつたとすれば、ハリスの出府は、既に其峠に達したものと云はねばならぬ。寛永以降、和蘭以外の外人——朝鮮と琉球とは姑らく別として——にして、堂々江戸に乗り込み、將軍に謁見したる者は、未だ是れなかつた。然るに彼れハリスは、米國の一總領事にして、能く其の目的を達したのは、ハリス其人に取りても非常の出來榮であ

開國方策  
の決定

ハリス出  
府許可の  
當然處置

つたが、日本の開國史に於ても、寛永鎖國令實施以來破天荒の出來事と云はねばならぬ。是迄は幕府も言を左右に託して、開鎖の間に彷徨し、極めて曖昧の態度を取つてゐた。然も此の一件を劃時期として、幕府の開國政策は、青天白日の下、これを疑ふに餘地なきに至らしめた。固より爾後と雖も、摸稜、塗糊の政策もて始終したる幕府は、出來得る限りに於て、其の旗幟の鮮明を避けた。されど如何に避けんとしても、事實は最早や掩ふ可からざるものがあつた。云はゞハリスの出府は、幕府が開國に向て船を焼き橋を斷つたものと認むるの外はない。幕府は此の一件によりて、既に最後の骰子を投じたのだ。惟ふに堀田は當初からハリスの出府を主唱せざる迄も、賛成したる一人に相違なかつた。然もそれが遷延したのは、阿部正弘が容易に之に同意しなかつた爲めであつた。阿部は決して頑固者流ではなかつた。但だ彼は此の出府が、決して尋常一様の事ではないと覈定し、其機の熟するを待つに若かずとしたので



あらう。されど彼は安政四年六月十七日に逝き、最早閣僚中堀田正睦の意見を掣肘す可き者もなければ、緩和す可き人も無い。而してハリスの要求は、一日と其の切迫を加ふるに於て、堀田が其の屬僚たる海防掛りの面々と相諮りて、之を許可するに至りたるも、堀田としては決して大早計でもなければ、過激でもない。寧ろ此舉は彼としては、當然の事を、當然として行ふたのに、過ぎなかつたであらう。

只其影響  
すに氣付か

阿部生存  
せば如何

但だ彼の如き一本調子の漢としては、此の影響が、如何に日本全國に、特に京都方面に劇甚である可き乎には、左程氣付かなかつたであらう。而して從て又た氣を付けなかつたであらう。如何に阿部正弘が生存したればとて、ハリスの出府を、安政五年に引き延ばすことは、至難であつたらう。而して阿部生存せば、果して此の事件の爲めに、公武合體が、依然として存続せらる可かりし乎。それは誰しも保證の限りではあるまい。大勢の消々として趨く所、阿部の手練を以てしても、公武合體を以

齊昭能免  
の不利

て開かれたる幕が、公武背離の幕もて鎖さるゝに到つたかも知れない。吾人は敢て「かも知れない」と云ふ。何となれば是れは何れにしても唯だ想像以上に出づる能はざる問題なるが故に。されど如何に事が糾紛しても、阿部にして在らば、水戸齊昭を、全く取り逃がすことはあるまい。水戸齊昭にして、阿部と同調ならざる迄も、濫々ながら大なる脱線をしなかつたならば、京都方面との協調も、困難ではあつたにせよ、決して不可能ではなかつたかも知れない。然るに事の意外なる方面に奔馳したる所以は、何と云うても、水戸齊昭を取り逃したるが爲めと云はねばならぬ。要するに堀田はハリスの出府を断行する前提として、水戸齊昭の引退を断行した。敢て堀田が之を引退せしめたとは云はぬが、引退の願意を聞き届けた。然も若しハリスの出府を断行する前提とせば、寧ろ萬障を排しても、水戸齊昭の引退を諭止す可きではなかつた乎。若し阿部にして生存せば、恐らく斯く爲したであらう。



責任分擔の策

即ち彼は如何に齊昭が大なる驕兒の如く駄々を捏ても、七重の膝を八重に折りても、必らず彼を幕府の最高顧問の要職に繋ぎ、一方には齊昭の自尊心を満足せしめ、他方には齊昭をして、幕閣と與に其の責任を頷たしむる策に出でたであらう。然るに堀田が此事を輕々に斷じ去りたるは、如何にも彼は外交に明にして、内交に暗なりと云ふの外はあるまい。

### 第十一章 ハリス出府

【六七】 ハリス下田より江戸に向ふ(一)

幕府の待遇準備

ハリスの下田出立は、十月七日にして、江戸到着は同月十四日と定つた。幕府に於ては、斯の如き使節を、江戸に迎ふるは、寛永以來始めての事であつたから、其の待遇に關する方法に就ては、其の詮議や、其の評定や、其の準備や、其の施設や、實に一通りや二通りの事ではなかつた。而してハリス其人も、途中は勿論、到着後の待遇に就ても、遠慮なくそれぞれの注文をつけた。而して幕府側では成る可く之に應ずる様に、十分と云はんよりは、十二分の好意をもて受け納れた。

ハリス出發

却說ハリスの出發は、實に安政四年十月七日の朝、下田港なる柿崎玉泉寺を發した。彼の日誌に曰く、

第十一章 六七 ハリス下田より江戸に向ふ(一)



一行の行

十一月廿三日。月曜日。午前八時出立、江戸に向ふ。予は馬に騎る。朝來天氣清澄、予が使命の重大の念と、予が遂に江戸に赴かんとする目的を達したる成功の感とは、予の意氣をして昂揚せしめた。

米國の國旗は、予の先驅をした。予は實に從來鎖國の日本に、我が國旗を懸がへし示すことの正直なる矜誇を感じた。

予の寓所より約一哩ばかりの中村に於て、行列の本隊と相ひ合した。

斯くてハリスは、其の一行の行列に就て、左の如く記してゐる。

予の先驅者は、木村だ(爲三郎)。彼は陸軍大尉に相當する武官だ。彼は乗馬と、駕籠とを持つてゐる。而して定例の僕從、家來が隨伴してゐる。而して彼の前に三人の若者が、何れも竹竿の先に紙の小切をつけたるものを携へ、互に交るゝ。"Bury—Bury" と呼んだ。彼等は四百ヤルドばかり先に歩した。而して其の呼聲は、極めて音樂的であつた。

木村の次には、予の衛兵の二人にて守護せられたる米國の國旗が來た。斯く

行列三百五十人

乗興の

て予は六人の衛兵に護られて馬上に跨つた。次に予の "horri—mono" (駕籠) が十二人の僕隸と共に來た。而して其の伴頭、靴持ち、其他。而して二人の衛兵に護せられてヒュースケン氏が來た。而して氏の乗物と其の擔夫や、其他。

次には予の寢臺、椅子、食物、靴、及び進上品の諸荷物を運ぶ長き人夫の一隊、而して予の料理人及び其の隨員。

下田副奉行(按ずるに支配組頭若菜三男三郎)は、其の供廻りを連て、其後に來り、而して柿崎の町長、最後には下田奉行の祕書。而して一人の和蘭語通譯者は、"Kago" (駕)にて、ヒュースケン氏の後に附て來た。全體の行列、彼是三百五十人、而して荷物其他の擔夫は、何れも二里、即ち五哩ばかり毎に交代した。予は是等の人々が、其の勞働に對して、能く酬いられてゐるを見ることを喜んだ。

ハリスは此の如く記し、更らに其の旗持、衛兵、從者等の服飾や、其の荷物の



上掛けに合衆國の紋章を付けたることやら、而して其の駕籠は特製にして、六呎半の長さに出來し、自由に兩足を伸ばすも差支なからしめ、又た其の駕籠を昇く連中は、何れも其の背に合衆國の紋章を附けたる紺衣を着けたることを詳細に記し、頗る満足の意を表してゐた。

ハリスの満足の

惟ふにハリスも云はゞ成り上り者の一人だ。彼は此の如く鄭重に待遇せられたることは、決して自から意外とはしなかつたであらうが、彼の是迄の生活には、恐らくは希有の事であつたに相違あるまい。されば彼としては當然満足す可きであつたらう。

梨本一泊

斯くて其日は箕作にて中食し、梨本に一泊した。

梨本は一百戸ばかりの小村ではあるが、好景を占めてゐる。予の宿泊所は、岡や、谷やの美景や、又たは一百五十呎の直下に點在する村家を見晴らす所の寺院であつた。

と記してゐる。此の如くして第一日を経過した。

### ハリス出府道中心得方達書

亞米利加官吏出府に付旅中心得方等相尋候趣并答書蘭文和解

其許出府に付道中其外心得方大意

- 一 道中之義乗物并馬用意之事
  - 一 海岸通り三十里程之内は、宿驛いづれも不便にて、休泊之寺院等甚見苦敷、此段兼て申斷置候事。
  - 一 六泊七日目江戸着之事。
  - 一 休泊之儀は役人手當に可レ任事。
  - 一 日々朝六つ半時致ニ出立ニ夕七時前後泊宿着之事。
  - 一 旅中日曜日は逗留之事。
  - 一 朝より雨天に候はゞ逗留、泊宿出立後、晝前降雨に候はゞ、晝休所え止宿、同晝晝後ハ泊宿迄越候事。
  - 一 食事之儀は其宿驛有合次第鶏卵魚類等を以賄候事。
  - 一 江戸表假旅館え着當日或は翌日之内、圖書持參并着之趣届、其餘登城之頃合同として執政方え出書簡差出候事。
- 此外之儀は追々可レ承候。以上。



(堀田正睦外國掛中書類)

〔六八〕 ハリス下田より江戸に向ふ(二)

天城越え

第二日目は、天城を越えた。

十一月廿四日、火曜日。午前八時に出發、我等の行路は天城山にかゝる。山は標高三千五百呎(按ずるに四千七百呎)道路險惡であるから、止むを得ず馬を下りて、乗物に入つた。八人にて之を昇いたが、三十五度の傾斜あり、羊腸百折の急且つ峻なる險坂にて、然も其の乗物を貫く棒の兩端を合すれば、十二呎の長さなれば、時としては急坂の一折よりも、乗物の棒がより長く、とても其儘昇ぐことは困難であつた。

始めて富士を見る

斯くて彼等は天城峠にて午餐し、湯ヶ島に著する以前、始めて富士山を見た。湯ヶ島の村を過ぎ、予の宿泊所たる寺院に到る可く、街道から右方へ廻るの剎那、始めて富士山を見た。實に雄崇なる、何とも名状し難き雄崇の相だ。此處から眺むれば山は全く孤立してゐる。一萬呎以上の完全にして且つ榮光ある圓錐體もて。然も側近に其高を競ふものなき爲めに、更に高を加へたる趣きがある。時正に午後四時、白雪の頂きを、日光が照射し、宛も氷結したる銀の如く見えた。其の莊嚴なる高貴の氣分は、予が一八五五年一月に眺めたる、ヒマラヤ山の有名なるドヴァルギリにさへも優るものあるを覺えた。

三島に泊

彼の富士禮讚も此に至りて極る。三日目は大仁にて午餐し、三島に泊つた。

三島は九百戸ばかりの町だ。一六九六年(元祿九年)ケムフェルが記叙したる過當を聊か省けば、其の文句其の儘、今日にも之を適用せらるゝ。此處には立派な神社がある。然もそれは一八五五年(安政二年)の大地震にて破壊せられ



觀る者堵  
の如し

群集の靜  
肅

箱根關所  
の一問題

た。予は其の跡を見物す可く赴いたが、其途上に於て、此の町内の人を擧ぐるよりも、多くの群集に驚かされた。其の理由を聞けば、予の此地に到着する日取は、數日前から知られてゐた。而して苟も來觀の許可を得たる者は、皆な來り集つた。中には一百哩の遠方からさへ來たものがあつた。

群集は全く行儀が善かつた。予に近く迫りもせず、何等の騒ぎもなく聲も立てなかつた。予が通行するや、何れも跪き、而して彼等は予を正視する程の身分の者でないと思得たるが如く、其眼は地につけてゐた。但だ或る階級の者は、予に敬禮を表することを許されたが、それは額を地につくばかりに下げてゐた。

此れは幕府の方にて、嚴重に取締りたる結果であらう。第四日は箱根にて中食、小田原泊であつた。而して箱根の關所では、一問題が持ち上つた。其の顛末は、ハリス其人の記する所によりて、之を語るであらう。箱根の頂上から一哩計り、箱根の北側から少し隔りて箱根村がある。此處

ハリス點  
檢す

が江戸に入る有名なる關所だ。凡有る乗物は、それぞれ嚴重に吟味せられ、各人何れも其の所持する手形に就て、審檢せらるゝ。下田副奉行（若菜三男三郎）は、頗る用心深き言廻しもて、予に語る様、日本の大名が、此の關所を過ぐるや、駕昇は其の歩趨を止めざるも、乗物の戸を開き、役人が之を見らる。此れはほんの儀式に止まるも、從來の法度なれば斯くすることである云と。

此に於て予は答へて曰く、予は日本臣民でなく、合衆國の外交的代表者である。されば斯る吟味は御免を被る。而して君等は予の乗物の中に、何者が在るか、能く知つてゐるではない乎。それを其通りに關物の役人に知らすれば、澤山である。

副奉行は、當分予の決心を翻へす可く試みたが、遂ひに予をして乗物を出で、騎馬にて通行し、而して空の乗物の戸を開かしむ可く申し込んだ。予は斷乎として之を拒絶し、彼に告げて曰く、如何なる方法に據るにせよ、



予は吟味其物が氣に入らないと。此に於て彼は然らば當分此處に滞在あれ、江戸の上司に訓令を乞ふであらう。其の日數は僅か五個日を要するに過ぎじと。

予曰く五日は愚るか、五時間も滞在は出来ない。若し強ひて吟味と云はゞ此儘下田に還るの外はないと。

憐れなる副奉行は、非常に困却した。而して關所守の役所に赴き二時間の後、一切解決との語を齎らし還つた。斯くて予は何等の吟味なく通過した。

小田原入  
此れが爲めに豫定の小田原到着は、夜に入つた。されどハリスは、之を悔いなかつた。何となれば彼を出迎へたる松明や、提燈が、宛も一種の花火の如く、山や野に満ちてゐたからだ。

箱根關所の一問題

十月七日、亞墨利加使節下田發途、馬にのり、又は駕にのり道中し、箱根に到り候處、駕の戸引通

行いたし候様申談候處、迷惑のよし申候に付、段々及ニ掛合候處、御關所御規定は破りかたき山上番申立候に付、異人へ又々申諭候へども、何分承知いたさず、これにより、大久保加賀守殿へ、江戸表に於て、下田奉行組頭より申斷可レ申旨申談、上番之方は濟に付、その積にて御關所へさしかり候處、駕脇之者心得違にて戸引候由、右にて御關所御定は相立候へ共、約束相違候由にて、異人立腹いたし、下田へ罷歸可レ申旨、段々手違之由申斷、漸納得いたし候由、又々江戸入之節騎馬いたし可レ申旨申候に付、それは勝手次第に候へ共、日本にては、上々官は駕、下之官は馬之由申候へば、然は駕に可レ仕旨申候由也。十四日川崎泊にて入江也。下田奉行組頭若菜三男三郎先立にて、使節駕の前へ旗立候也。その次通辯官團人ヒュースケン、九段坂下番書調所へ着候由。尤使節玄關へ駕付て下候由、通辯官は門前にて下乗仕候由、使節名はトウンセント、ハルリス、六十四歳なりとぞ。

〔岡氏筆記、羽倉外記書翰録〕

〔六九〕 ハリス下田より江戸に向ふ (三)

ハリス行  
ハリスが箱根關所で、一切の關吏の吟味を拒絶したるは、固より米國使節の尊



嚴を維持する爲めであつたらう。されど此れは餘りに行き過ぎたる仕方であつたかも知れない。郷に入りては郷に従へとあれば、相當の禮儀を守りて相手方から出で來らば、此方も相當の禮儀を守りて應ず可きものであらう。されど彼としては方さに其の尊嚴を維持するに是れ急であつたから、斯くも頑強であつたのであらう。(参照 六八)

馬入川を渡る

十一月二十七日(十月十一日)金曜日。八時半に小田原を出發、大磯にて中食。我等は「Pamirugawa」(馬入川)を舟渡した。今は二百碼位であるが、五六月の雨期には一哩を踰ゆると云ふ。兩岸何れも沙地である。川は流沙もて満されてゐる。是等の沙と、洪水の際、流域の擴大にして、兩岸の低下なるとは、架橋をして、轉た困難ならしむる。藤澤には午後六時に到着した。小田原から藤澤まで、殆んど連續せる村落だ。小村と小村との間は、僅かに數百碼に過ぎない。ケムフェルは旅客、僧侶、巡禮、尼僧、乞食が、彼が日本内地を旅行したる際には、東海道に群りてゐたと云うたが、予は少しも是等の

村役人の送迎

小休處の設備

者には接しなかつた。予は未だ途上に十數の旅客をも見ない。又大名の大なる行列にも遇はない。村でも町でも飲食店を除けば、何れも戸を鎖してゐた。民衆は何れも銘々の戸前に集り、予の通過する際には、沈黙、静止してゐた。各村の村役人は、予を其の村界まで送迎して、順次に交代した。道路は修繕し、予の接待の爲めに整頓せられたばかりでなく、予の通過する數時間以前に人拂ひがしてあつた。東海道に接する十字路、傍路は、何れも繩を張りて、交通を絶つてゐた。各村の入口には土にて小圓錐體を築き、其頂には小さき緑りの葉を挿んだ。此れは予に對する敬意の表彰だ。總ての人が、村祭り同様に著飾つてゐた。但だ三島に於て觀た通りに、挨拶をなすのは、身分ある者に限つてゐた。予が小休する場所には、其の門戸の前に幔幕を打廻はしてあつた。それには將軍家の紋章がついてゐた。而して予の携へたる國旗を置く可く、棒杭が立てられてゐた。是を見れば如何に幕府がハリスの出府に就て、其の途中の準備に氣を附けたか



が判知る。

ハリス馬  
に囁まる

“Bairiugawa” (馬入川) を渡りて後、馬に騎つたが、馬が予を蹴り且つ囁んだ。爲めに予の左手の小指が疼痛を覺えたから水蛭を要めた。醫師は劇甚なる戦慄もて予に接近し、其の額から大粒の汗が滴つた。予は彼に何か病氣でもあつたかと聞いた。彼は曰く是迄御身の様なる高貴の人に近きたる例なく、従て御身より血を吸ひ出さしむることを恐怖するのであると答へた。予は左様なる心配は無用だ、只だ速に水蛭を著けよと命じた。……予の醫師は、其の仕事を了りて、誇り氣に且つ愉快氣に退出した。愉快氣なるは予を満足せしめたる爲めに。誇り氣なるは、予の如き高位の人から招かれたるが爲めに。

藤澤發

而して第六日は、藤澤發、神奈川中食、川崎泊りであつた。

一八五七年十一月廿八日(安政四年十月十二日) 土曜日。午前七時に藤澤を出發し江戸に近くに從ひ、平野が追々開展し、行路は良とに快活だ。東海道は小

田原から海岸に沿ふて行く。相模半島を除くの外、沿道には一八五六年九月の大風の痕跡が遺りてゐる。富士山は、我等が背進する毎に愈よその光景の好きを見る。昨日に比すれば、村落は更らに大を加へ密を加へ來つた。民衆は何れもお祭り日の裝飾もて、其家の前の席に跪いてゐる。

【七〇】 ハリス下田より江戸に向ふ(四)

神奈川に  
至る

神奈川に至るや、ハリスは其の感懐を、左の如く記してゐる。

正午神奈川に於て、水際なる立派の本陣に憩ふ。此處は水師提督彼理の日米條約締結の舞臺として、予には感興多き地だ。予は提督の艦隊の曾て碇泊したる横濱灣を此家から眺めた。予は頗る驚かされた。神奈川と横濱との間に、三隻の歐洲形の船にして且つ歐洲形に船装したるものと、二隻のスクネール



形とが見えたるによつて。是等の船は、日本政府が海軍創始の爲めに、和蘭から購求したるものと云ふ。神奈川から北東に當りて、和蘭政府から日本政府に進上したる蒸氣船を見た。

神奈川の町

神奈川は盛大なる町の氣分がある。ケムフェルの叙記したる當時に比すれば、餘程増大したらしい。而して江戸が外國貿易の爲めに開かるゝ日には、此處は最も重要な場所となるであらう。予は悵然として神奈川を去り川崎に向ふた。而して其處にて日曜を過す可く。予が日本に到着以來、日曜には一切の俗務を抛つた。而して日本人から手紙を受取ることもさへも拒否した。彼等は今や予の心事を諒解するに至り、此事の爲めに、却て予を尊敬した。今や村役人の前には、巡査が先驅した。彼等は銘々長さ六呎、太さ半インチの鐵棒を携へてゐる。而して棒の頂端には、四五の鐵輪がついてゐる。巡査が二三歩を交はし、鐵棒を地に突く毎に、異常の音響を發した。而して彼等は其の調子を揃へて、交るゝ地を突く。それが異なりたる鐵輪の音響によ

巡査の先

民衆増加

ハリスの民衆觀察

りて、自から一種の音樂たる趣がある。民衆は愈よ増加して來た。彼等は何れも肥胖である。何れも立派に著飾つてゐる。而して何れも幸福らしく見えてゐる。然も富と貧乏との徴候は兩ながら無い。此れが恐らくは人民の眞正の幸福を作す情態であらう。予は時として日本を開いて、外國の感化を受け容るゝことは、果して此の民人の一般的福祉を増進する所以であるかを疑はざるを得ない。予は何れの國に於てよりも、質素 (Cainpiety) と、正直 (Honesty) との黄金時代らしき情態を、日本に於て見る。生命と、財産の安全、普遍の儉約と満足とは、現時に於ける日本の昭著なる情態と見える。當時の日本は、殆んど腐敗の絶頂に達し、方さに其の反動として、更始一新の勢を醸し來らんとする過渡期であつた。ハリスの見は、固より皮相に止まるも、我が國民は未だ全く鎖國、封建の夢より醒め得ざる際であつたから、斯る觀察も通りかゝりの外人としては、無理からぬことであらう。